

第3章

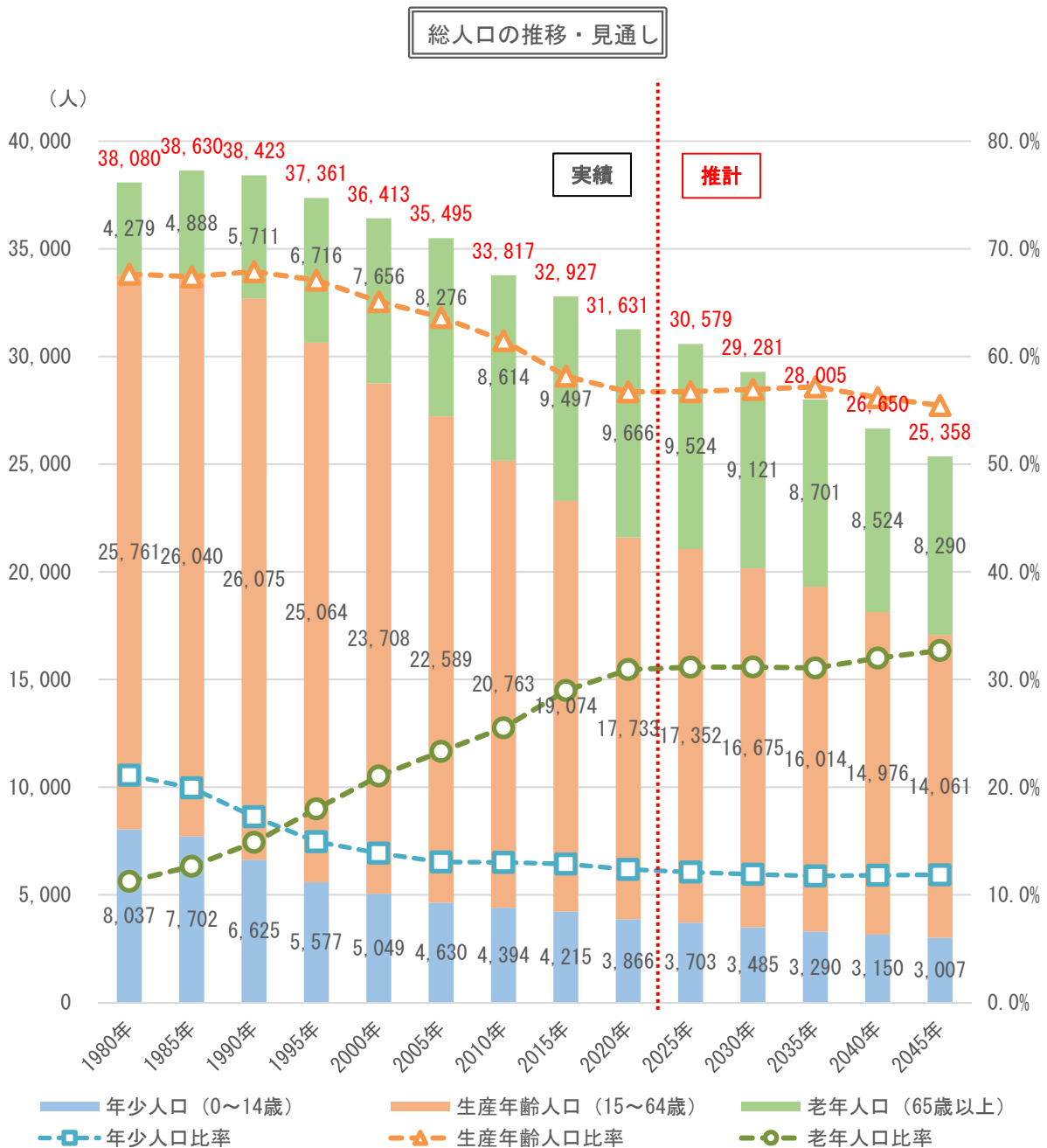
都市の現況・問題

3-1. 人口の現況・問題

(1) 総人口

本市の令和2年時点における総人口は31,631人です。社会保障・人口問題研究所（以後、社人研）の推計では、本計画の目標年次である令和22年（2040年）には26,650人になると予測されており、今後20年間で人口が約5,000人減少するものと考えられています。

総人口に占める年少人口比率が年々減少しており、近年では下げ止まり傾向にあります。生産年齢人口比率は減少傾向が、老年人口比率は増加傾向が続いています。



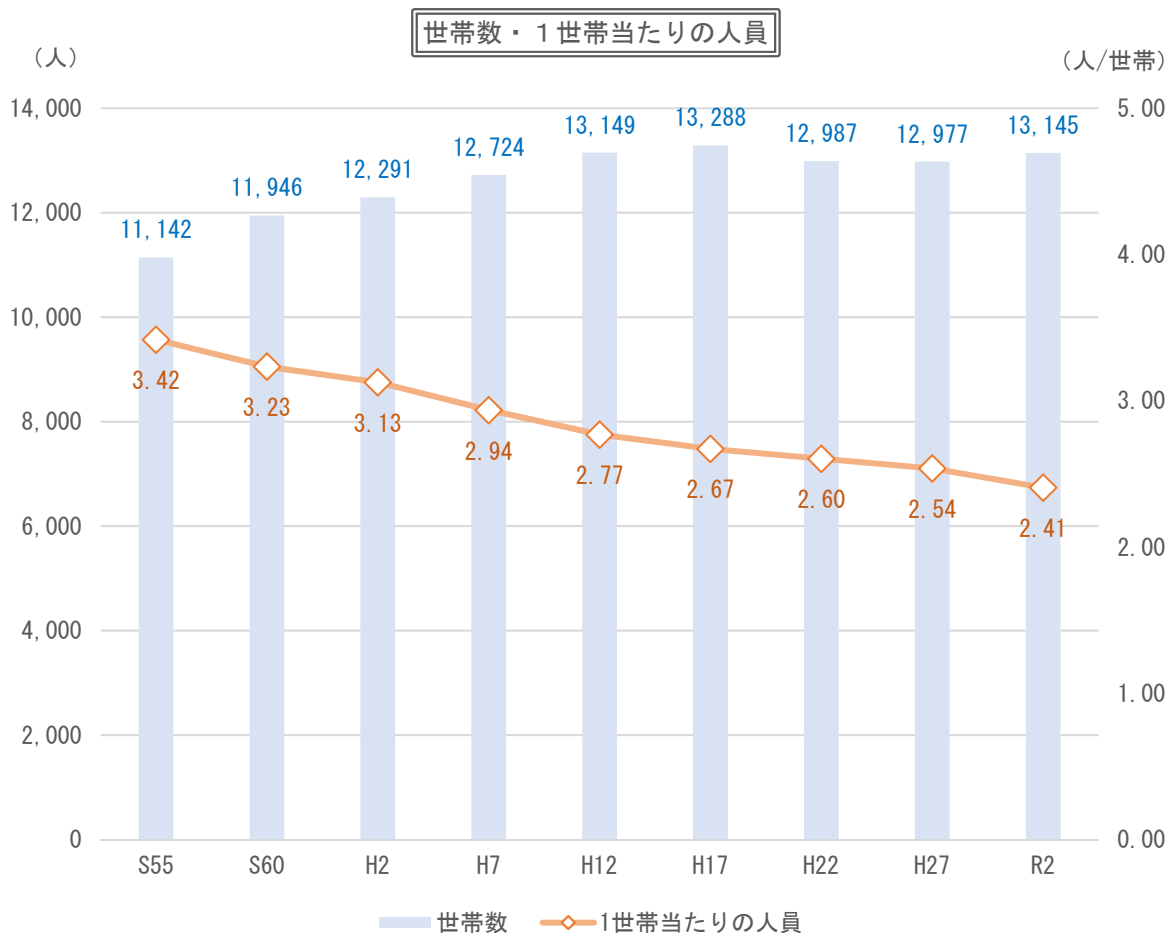
※社人研の令和2年国勢調査を基にしたデータは令和5年（2023年）頃に公表予定のため、平成27年国勢調査を基にした推計データに、令和2年のみ実績値を採用（平成27年推計の令和2年推計値は31,809人）

資料：総務省 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

(2) 世帯数

世帯数は、平成 17 年までは急速に増加し、以降は緩やかに増加しています。

一方、近年の人口減少を受けて、1 世帯当たりの人員は昭和 55 年以降、一貫して減少し続けています。



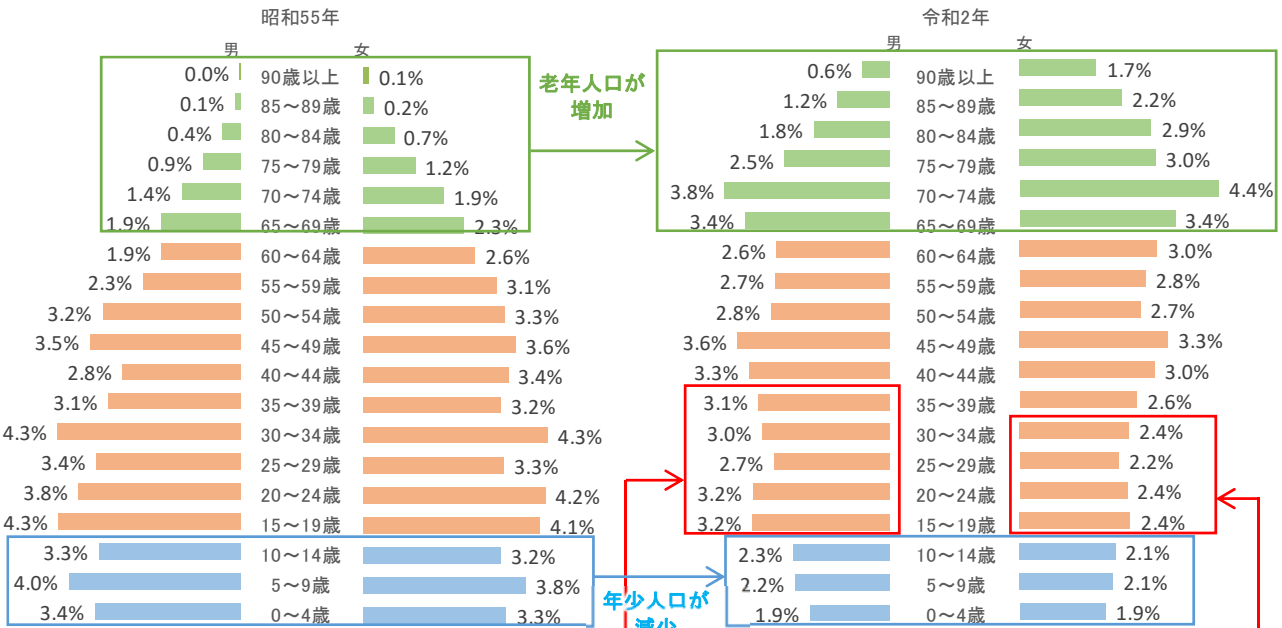
資料：総務省 国勢調査

(3) 人口構成

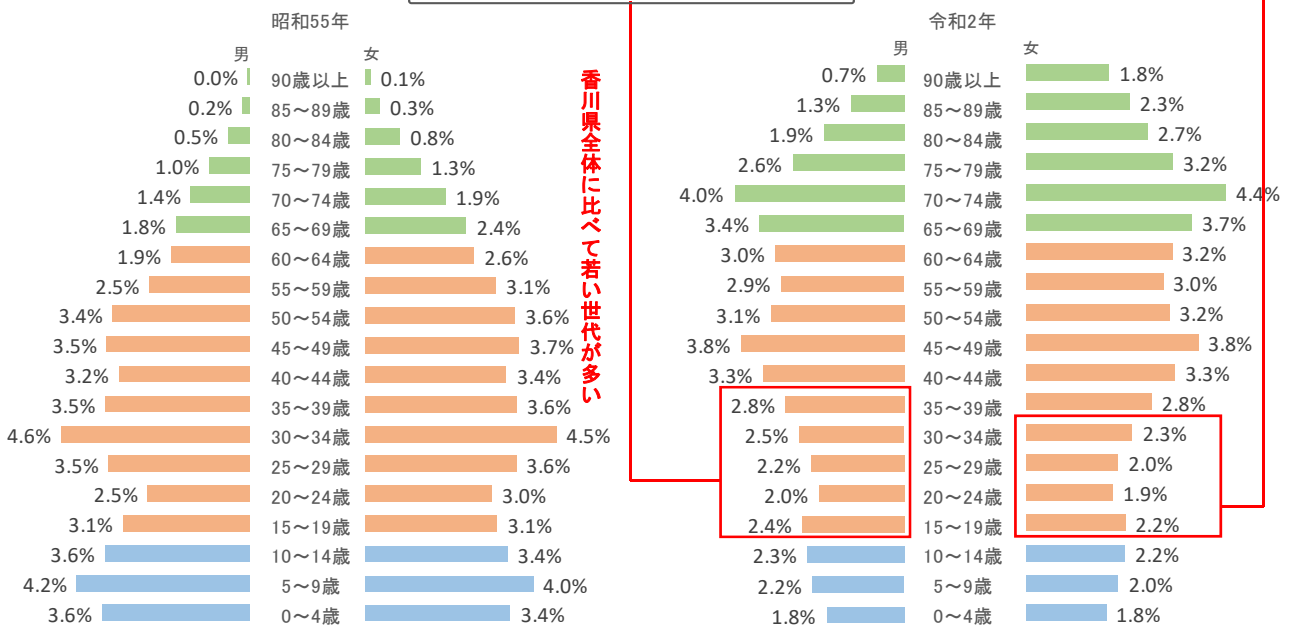
本市の昭和55年と令和2年の5歳階級別・男女別人口を比較すると、年少人口の減少と老年人口の増加が顕著です。

一方で、陸上自衛隊善通寺駐屯地、大学・専門学校、四国こどもとおとなの医療センターなどがあり、香川県全体と比べて15～34歳までの人口割合（特に男性）が高くなっています。

5歳階級別・男女別人口（善通寺市）



5歳階級別・男女別人口（香川県）



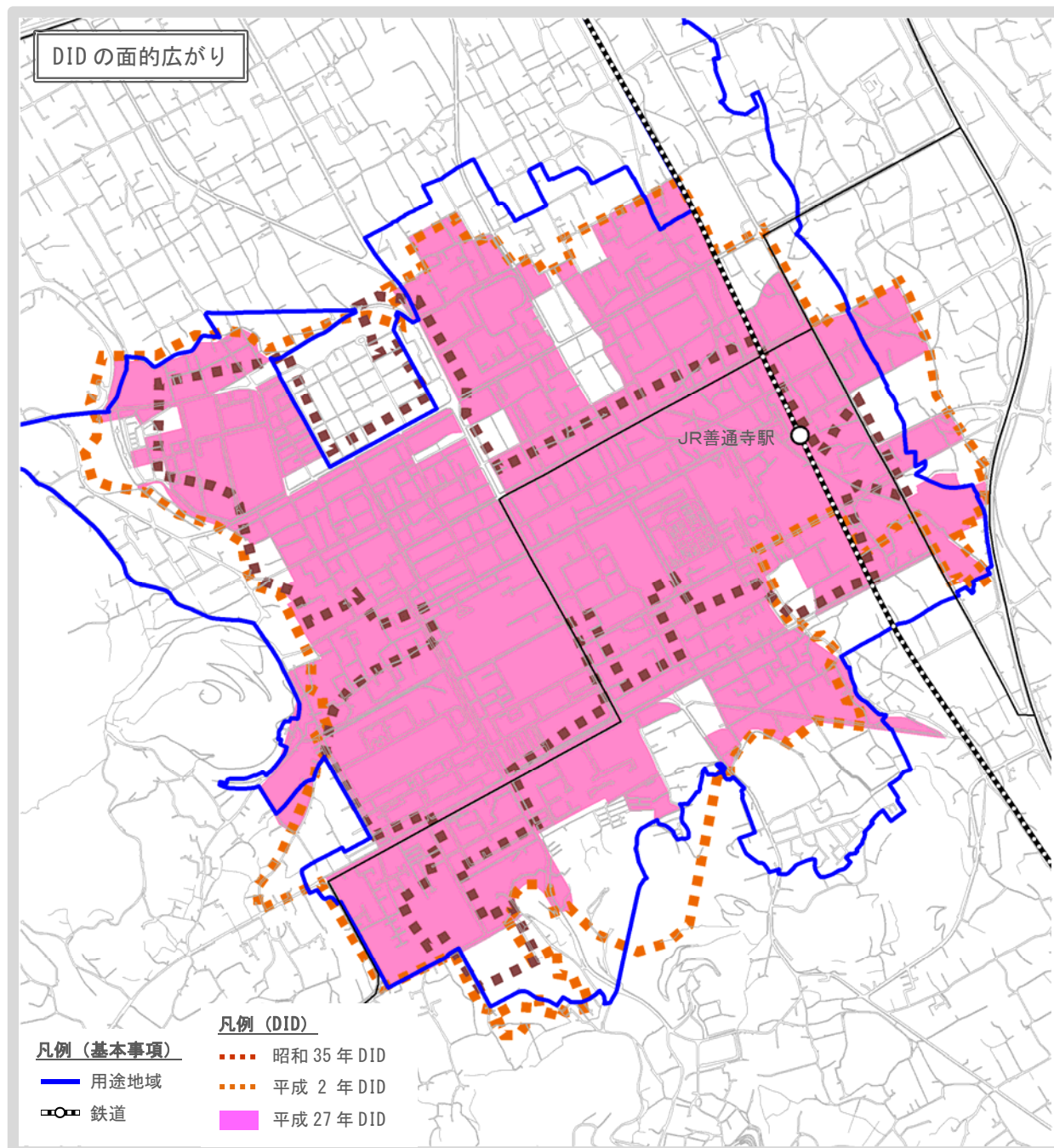
資料：総務省 国勢調査

(4) DID (人口集中地区)

■DIDの面的広がり

DIDとは、国勢調査区のうち人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1k㎡当たり約4,000人以上）が隣接し、かつ人口5,000人以上を有している区域のことです。

本市のDIDは、昭和35年から平成2年にかけて用途地域のほぼ全域に拡大し、その後、少し縮小しています。

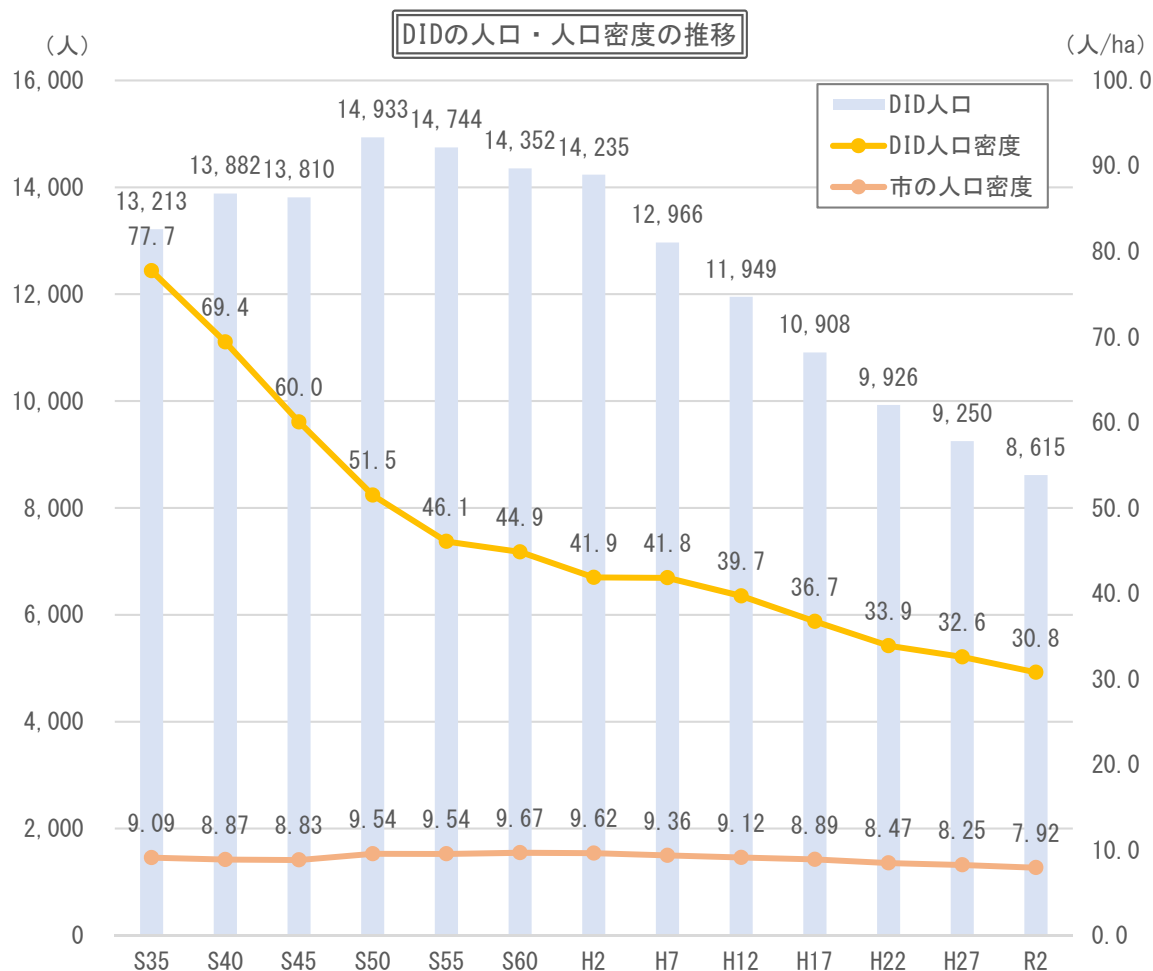


資料：香川県 平成29年都市計画基礎調査

■DIDの人口密度の推移

DIDの人口は、昭和50年の14,933人をピークに、減少を続けています。面積は、平成2年の3.40km²をピークに減少を続けています。

一方、人口密度は、昭和35年より一貫して下がり続けており、市街地が薄く拡散しているのが分かります。



区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	
DID人口	13,213	13,882	13,810	14,933	14,744	14,352	
面積 (km ²)	1.70	2.00	2.30	2.90	3.20	3.20	
人口密度 (人/ha)	77.7	69.4	60.0	51.5	46.1	44.9	
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
DID人口	14,235	12,966	11,949	10,908	9,926	9,250	8,615
面積 (km ²)	3.40	3.10	3.01	2.97	2.93	2.84	2.80
人口密度 (人/ha)	41.9	41.8	39.7	36.7	33.9	32.6	30.8

資料：総務省 国勢調査

3-2. 産業の現況・問題

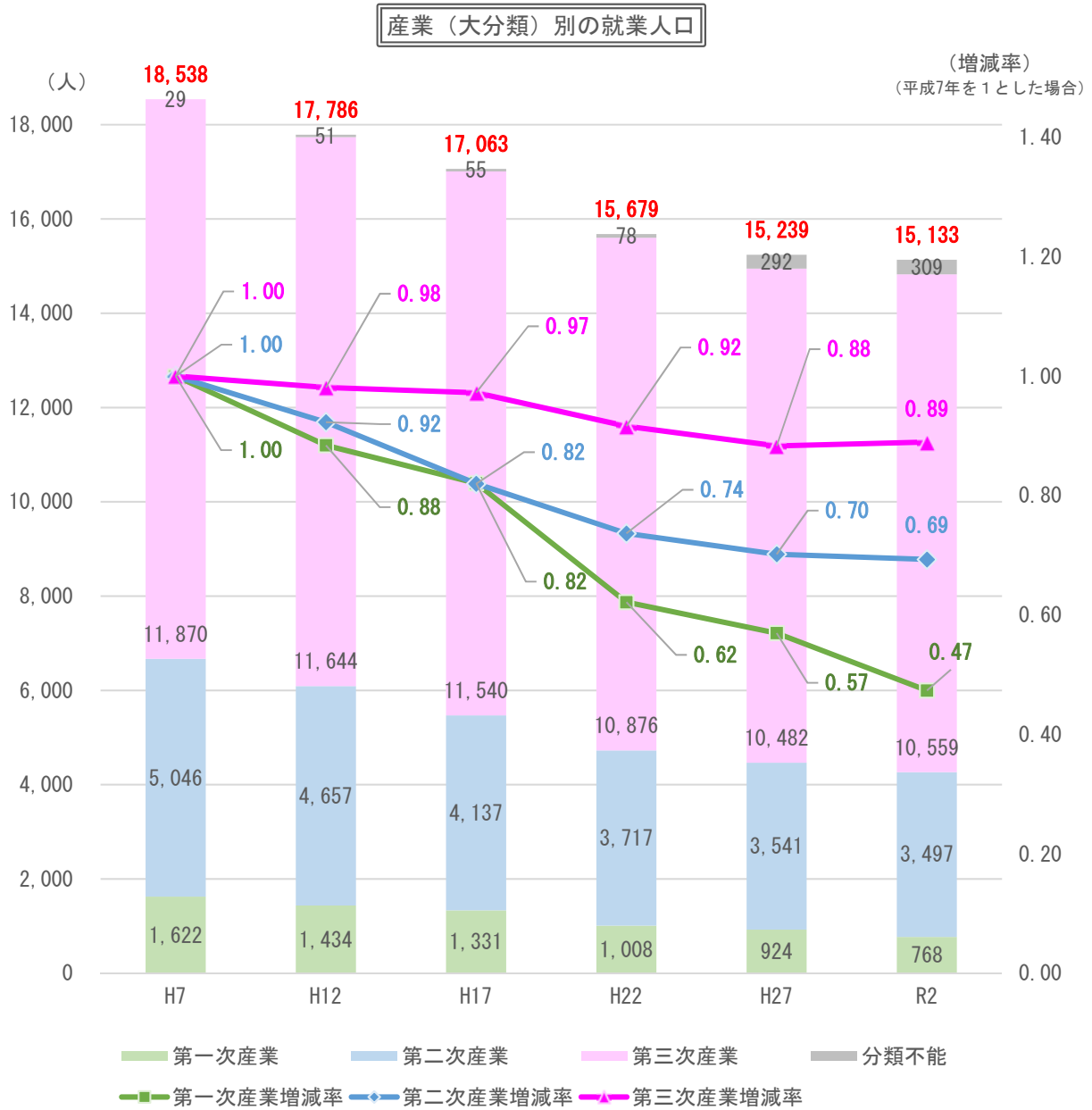
(1) 産業（大分類）別の就業人口

全産業の就業人口は、年々減少傾向にあります。

第一次産業は平成7年からの25年間で、854人（平成7年の約52.7%）減少しています。

第二次産業は平成7年からの25年間で、1,549人（平成7年の約30.7%）減少しています。

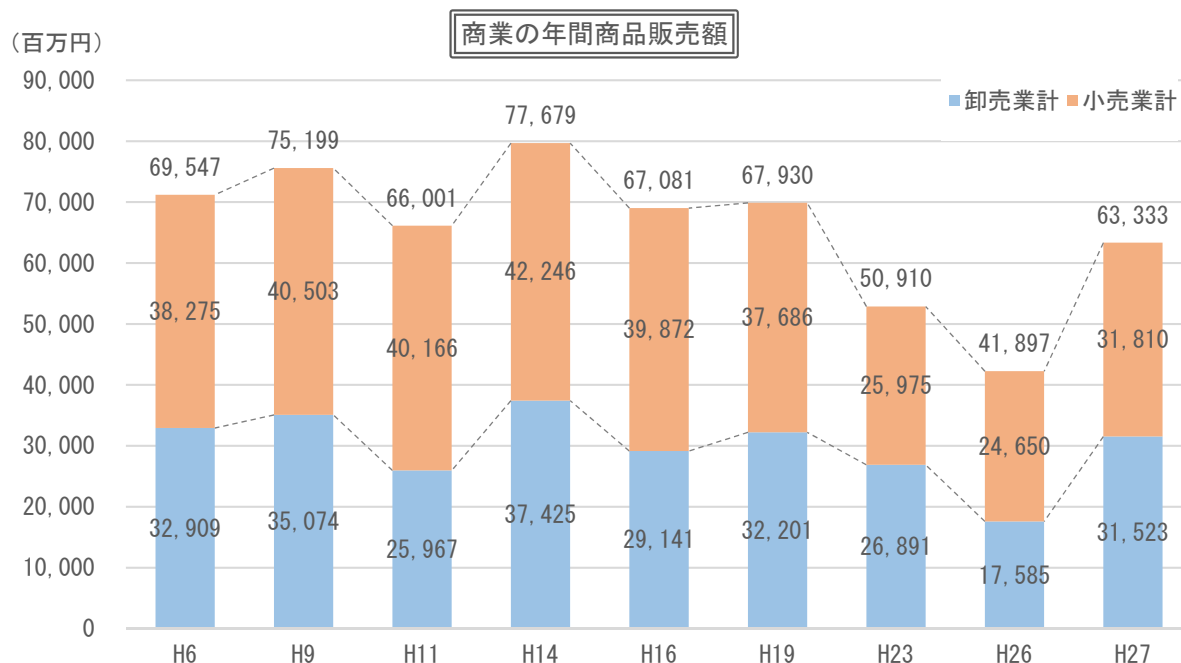
第三次産業は平成7年からの25年間で、1,311人（平成7年の約11.0%）減少しています。



(2) 商業・工業の販売額・出荷額

■商業

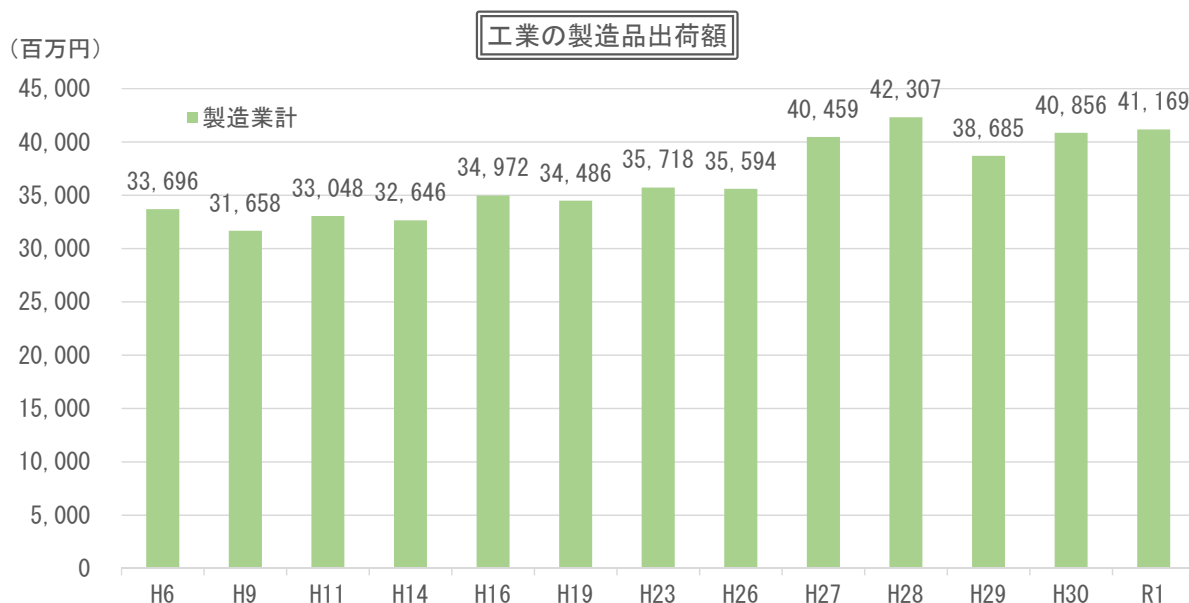
商業の販売額は、平成 19 年をピークに、全体的にはやや減少傾向にあります。
近年では小売業の減少より、卸売業と小売業の割合が拮抗するようになっています。



※景気の動向を考慮したデフレータ値を使用（消費者物価指数）
 ※商業統計は調査年のデータ、H24, H28 経済センサス-活動調査は調査年の前年のデータを取りまとめていることを考慮
 ※商業統計は平成 26 年を最後に廃止され、それ以降はおよそ 5 年ごとに実施される経済センサス-活動調査に引き継がれる
 資料：経済産業省 商業統計、経済産業省 経済センサス-活動調査

■工業

工業の出荷額は、緩やかに増加傾向にあります。平成 11 年と令和元年を比べると、20 年間で約 1.25 倍と
なっています。



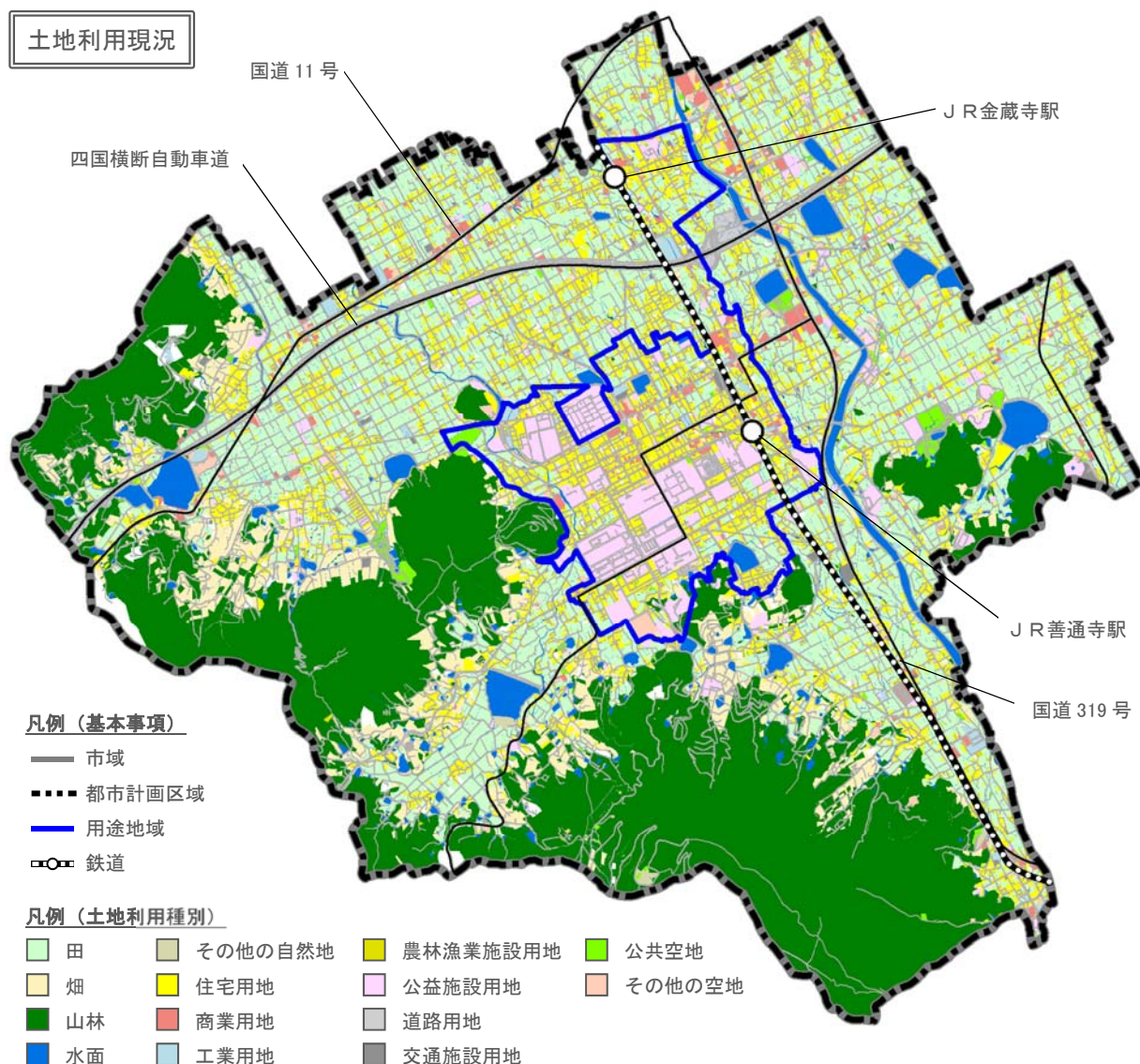
※景気の動向を考慮したデフレータ値を使用（企業物価指数）
 ※工業統計は調査年のデータ、H24, H28 経済センサス-活動調査は調査年の前年のデータを取りまとめていることを考慮
 資料：経済産業省 工業統計、経済産業省 経済センサス-活動調査

3-3. 土地利用・市街地開発の現況・問題

(1) 土地利用現況

用途地域内に住宅用地・公益施設用地が集積しています。一方で、用途地域外にも、農地に混在して住宅用地が分布しています。

また商業用地は主要道路の沿道に分布しており、用途地域外にも多数あります。



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

(2) 用途地域、容積率・建ぺい率

本市では、昭和 63 年に初めて用途地域が指定されています。その後、平成 8 年、令和元年などの変更を経て、現在は9種類、約 456ha の用途地域が指定されています。

容積率は、用途地域内のほとんどのところで 200%以下、近隣商業地域の一部で 300%以下、商業地域で 400%以下となっています。用途地域外では、200%以下です。

建ぺい率は、用途地域内のほとんどのところで 60%以下、近隣商業地域・商業地域で 80%以下となっています。用途地域外では 70%以下です。

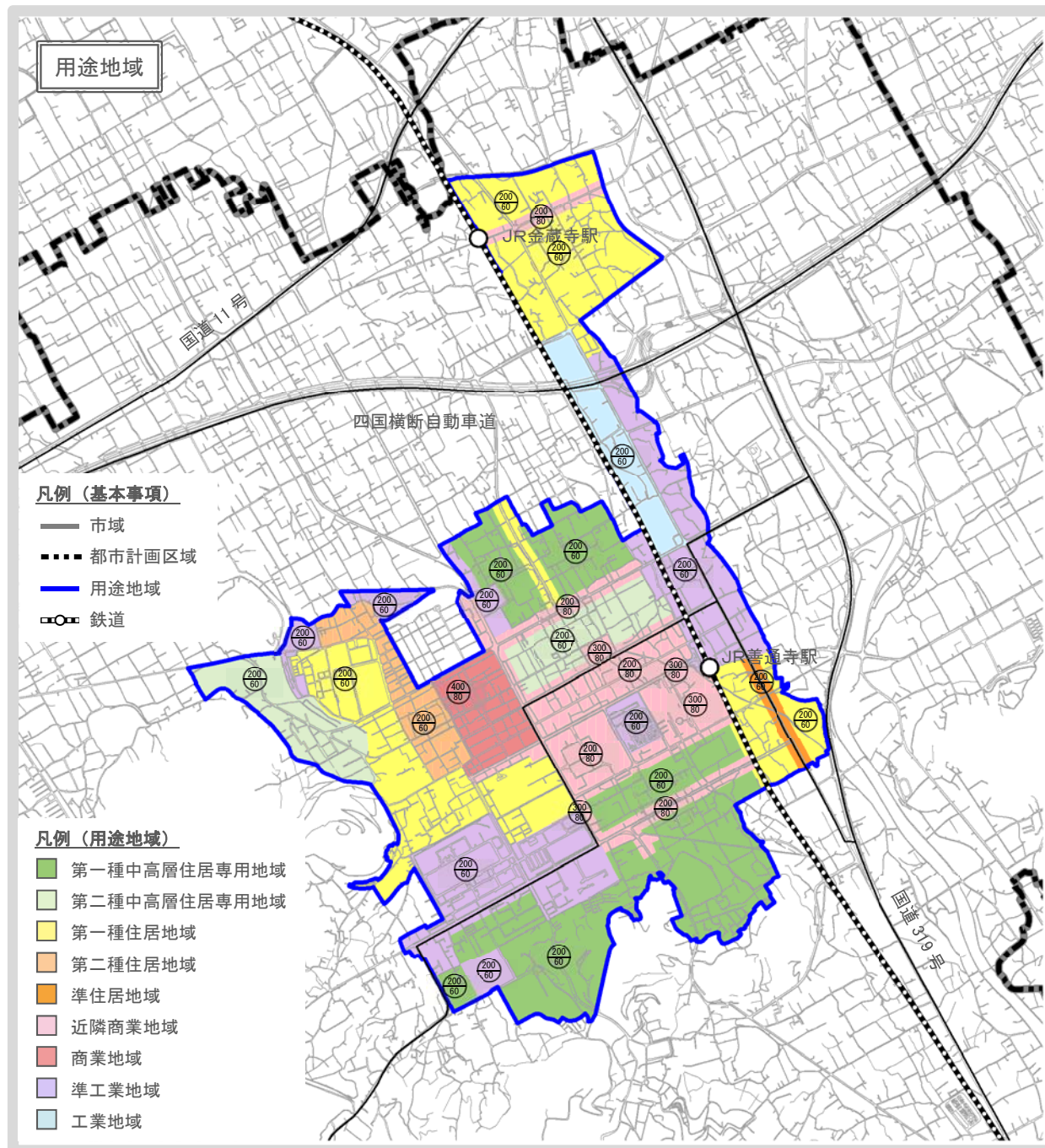
種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	全体に占める割合
第一種低層住居専用地域							
第二種低層住居専用地域							
第一種中高層住居専用地域	約 95ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	20.8%
第二種中高層住居専用地域	約 38ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.3%
第一種住居地域	約 120ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.2%
第二種住居地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.6%
準住居地域	約 4.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
田園住居地域							
近隣商業地域	約 32ha 約 32ha	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	7.1% 7.1%
商業地域	約 17ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	3.7%
準工業地域	約 81ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	17.8%
工業地域	約 16ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.5%
工業専用地域							
合計	約 456ha						100%

※用途地域外では、容積率が 20/10 以下、建ぺい率が 7/10 以下

資料：善通寺市 市作成データ

本市は全域が都市計画区域に指定されています。本市のような区域区分の指定がない都市計画区域を、「非線引き都市計画区域」と言います。

非線引き都市計画区域では、用途地域は積極的に市街化を目指すべき区域と考えられます。本市では、JR善通寺駅西側とJR金蔵寺駅東側を中心に、用途地域が設定されています。



資料：善通寺市 市作成データ

用途地域による建築物の用途制限の概要

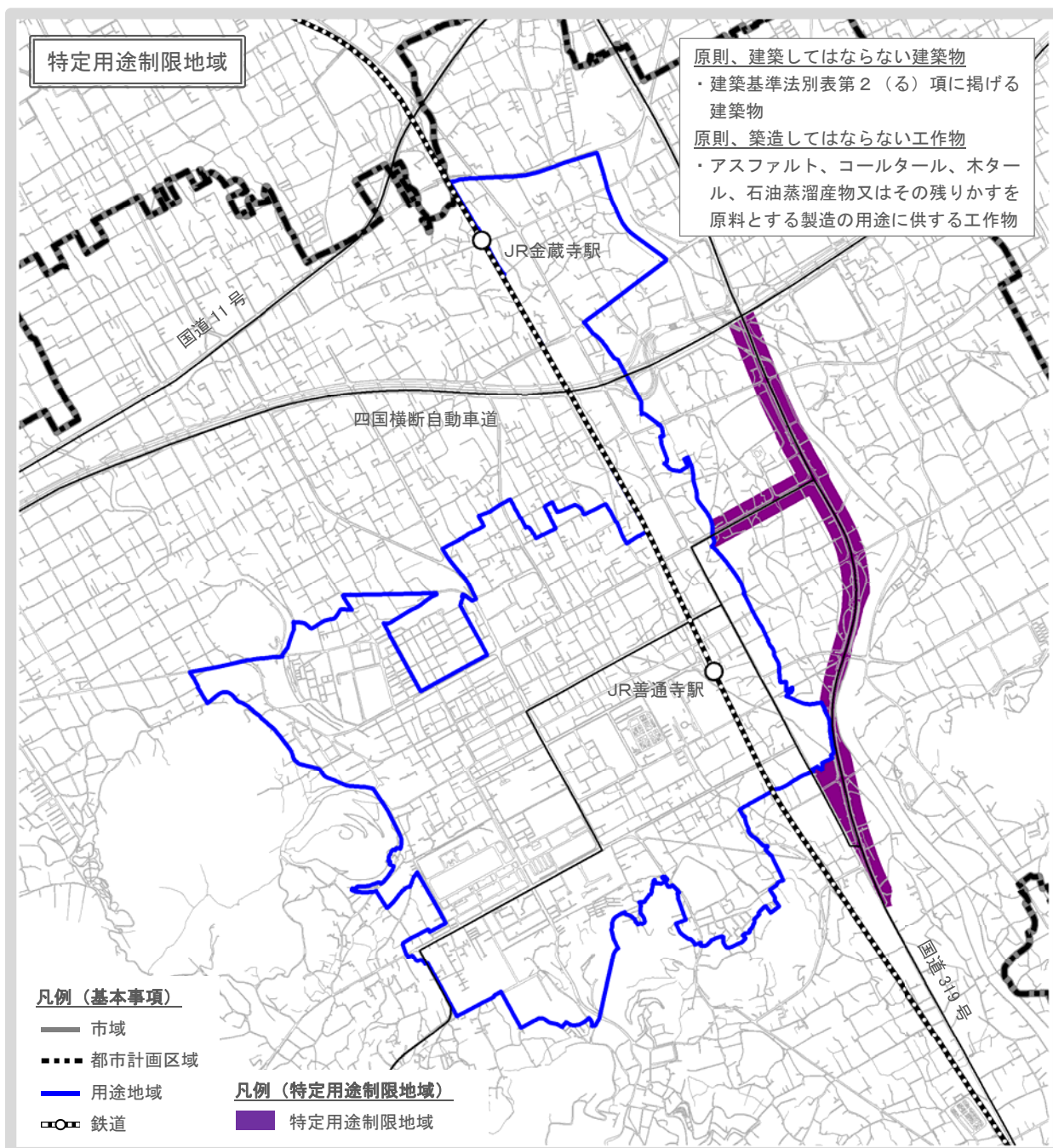
用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられる用途 ×：建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	×	×	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	▲	▲	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	▲	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	×	×	
キャバレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	
単独車庫（附属車庫を除く）		×	×	▲	▲	▲	▲	×	○	○	○	○		
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり。												
倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	
自家用倉庫		×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	②	②	×	③	③	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	×	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

(注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。
 (注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

(3) 特定用途制限地域

国道 319 号と四国横断自動車道の交差部から県道 25 号善通寺多度津線の連結部、及び県道 24 号善通寺大野原線の用途地域境界から国道 319 号までの区間において、道路から幅員 50m、約 39ha で指定されています。

種類	面積	計画決定年月日	告示番号
幹線沿道一般型	39ha	平成 18 年 4 月 1 日	市告 26 号

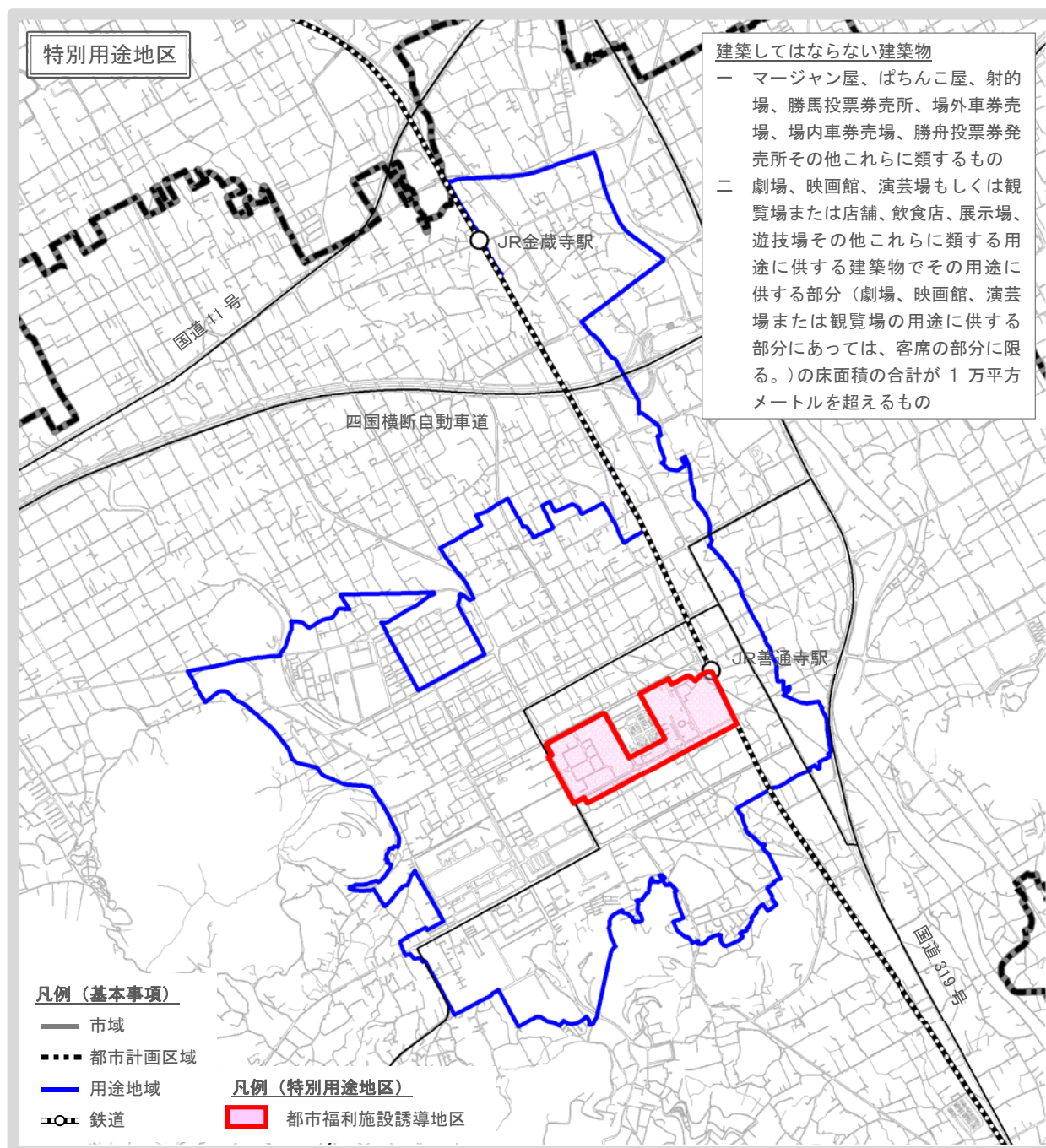


資料：善通寺市 市作成データ

(4) 特別用途地区

特別用途地区は、文京町二丁目周辺に、都市福利施設誘導地区が約 23.4ha で指定されています。

種類	面積	計画決定年月日	告示番号
都市福利施設誘導地区	約 23.4ha	令和元年 10月1日	市告 60号



資料：善通寺市 市作成データ

(5) 開発動向

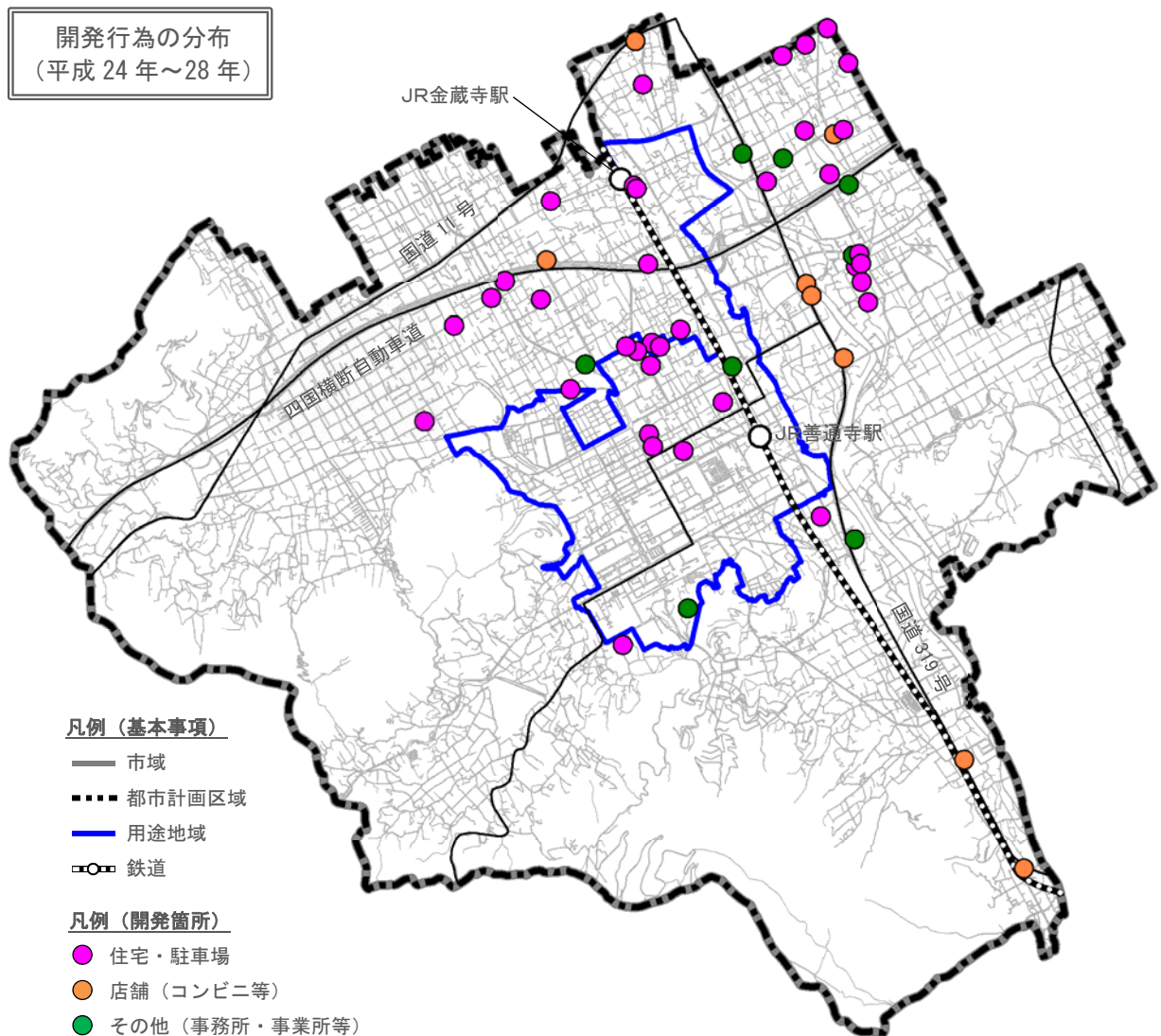
■開発行為の分布

開発許可制度は、一定規模以上の開発行為を県知事の許可制とすることで、宅地の質的水準を確保するとともに無秩序な市街化を防止する制度です。本市では 1,000 m²以上を開発許可対象規模としています。

併せて、開発行為における住宅地 1 区画の最低敷地規模を、「都市計画法第 33 条第 4 項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度を定める条例」で 150 m²と定めています。

都市計画法に基づく開発行為は、平成 24 年から平成 28 年にかけて、用途地域内で 11 か所、用途地域外で 41 か所と、計 52 か所で行われています。特に店舗・その他の開発は、ほとんどが用途地域縁辺部や用途地域外で行われています。

開発目的	件数	面積
住宅・駐車場	36	約 6.13ha
店舗（コンビニ等）	8	約 1.95ha
その他（事務所・事業所等）	8	約 5.06ha

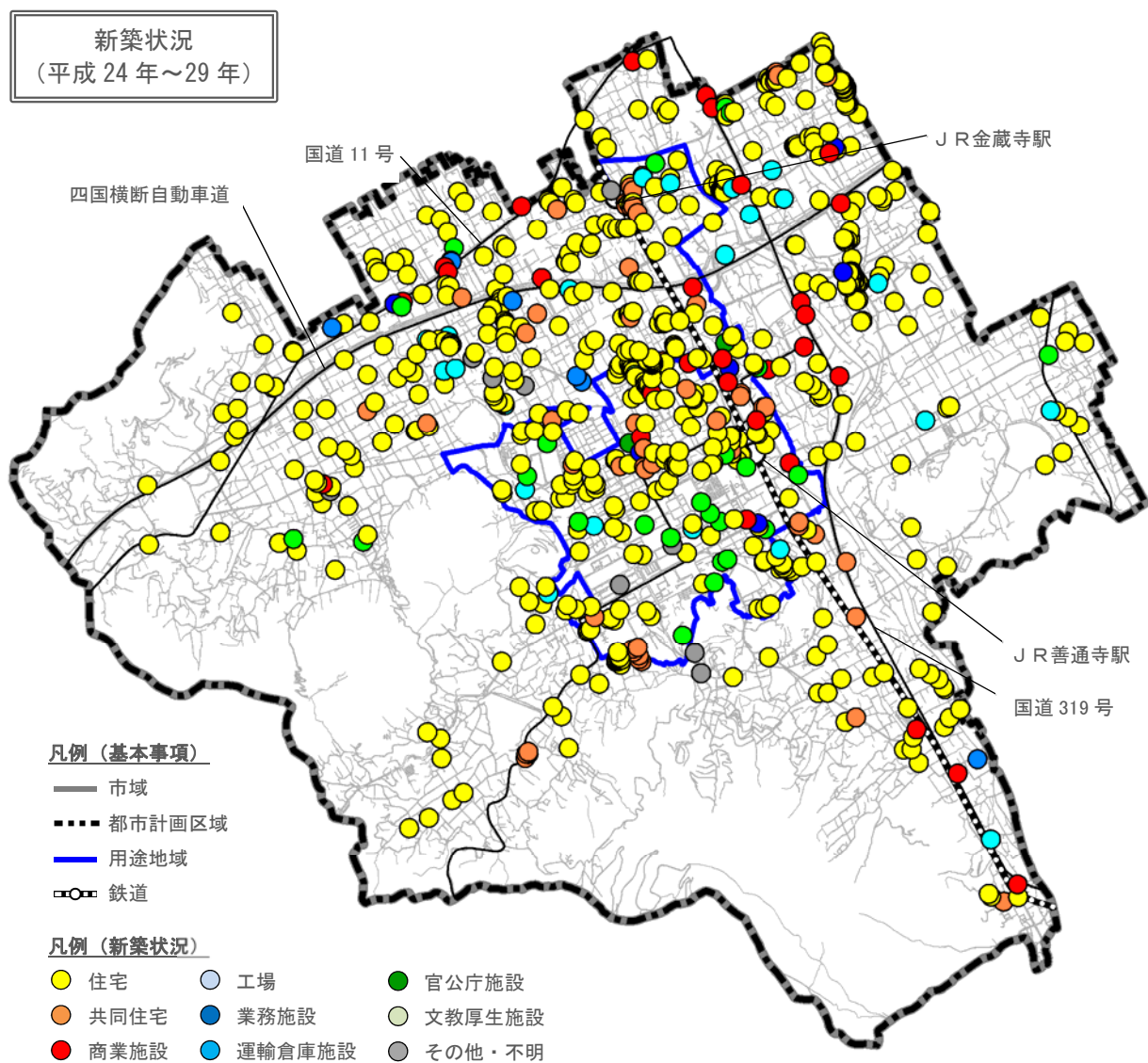


資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

■新築状況

平成 24 年から平成 29 年にかけて、用途地域内で 255 件、用途地域外で 494 件と、計 749 件の新築があります。

用途地域内外に関係なく、広く市内に分布しています。



	住宅	共同住宅	商業施設	工場	業務施設	運輸倉庫施設	官公庁施設	文教厚生施設	その他・不明	計
用途地域内	154	45	10	0	6	5	3	21	11	255
用途地域外	398	29	22	7	4	18	0	8	7	493

資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

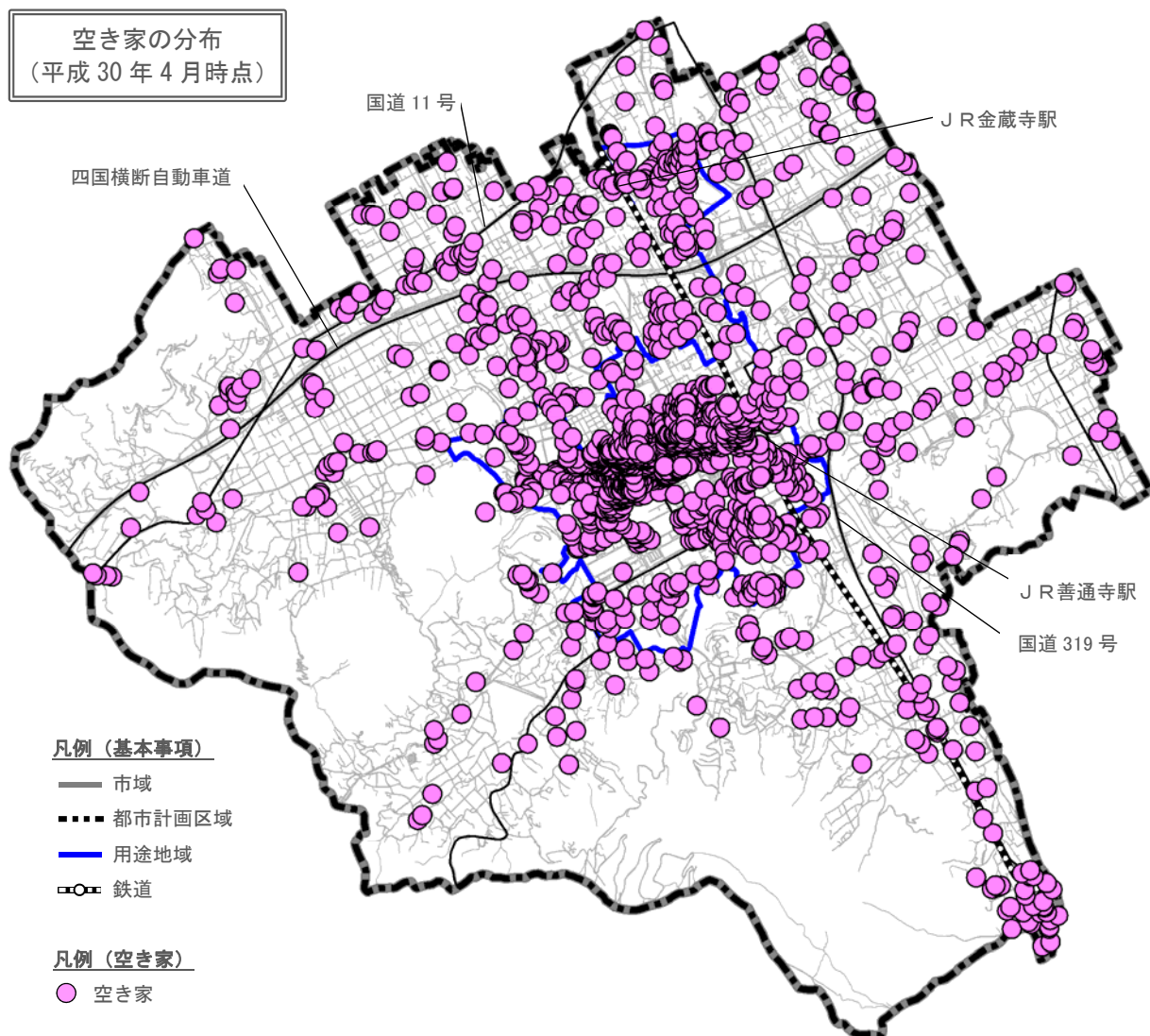
(6) 空き家

用途地域内の空き家数は 1,522 戸、用途地域外の空き家数は 616 戸と、計 2,138 戸の空き家があります。

特に用途地域の古くからの市街地で多くなっており、市街地の人口減少、賑わいの低下につながっていると考えられます。



市内の空き家

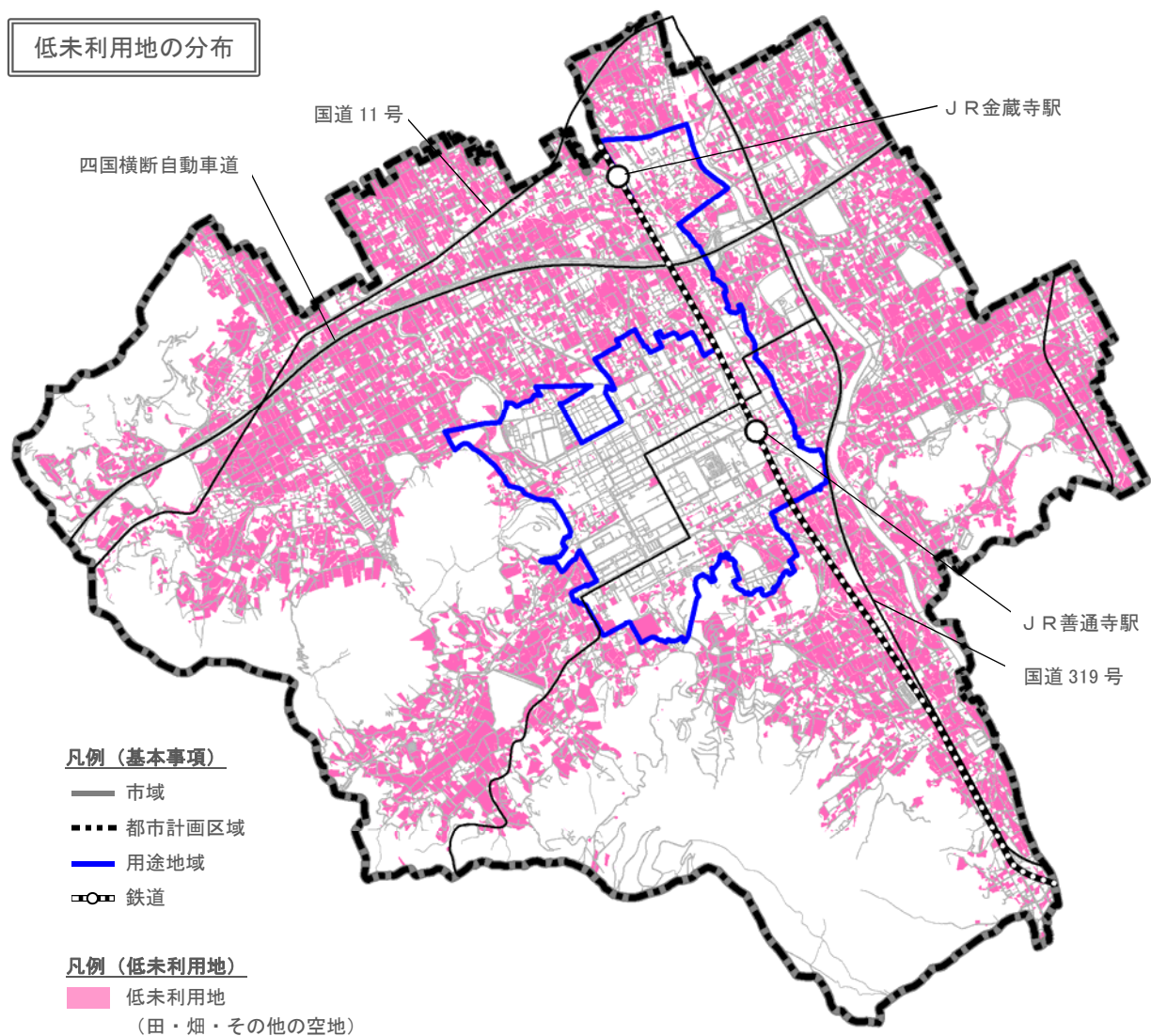


※水道柱より調査

資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

(7) 低未利用地

低未利用地は約 1,330ha あり、市域の約 3 分の 1 を占めます。近年では市街地内やその近郊にある農地が貴重な自然環境であると捉えられるようになっており、必要に応じて保全・活用していくことが重要です。一方、その他の空地は、土地の高度利用のため、積極的に活用していくことが重要です。



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

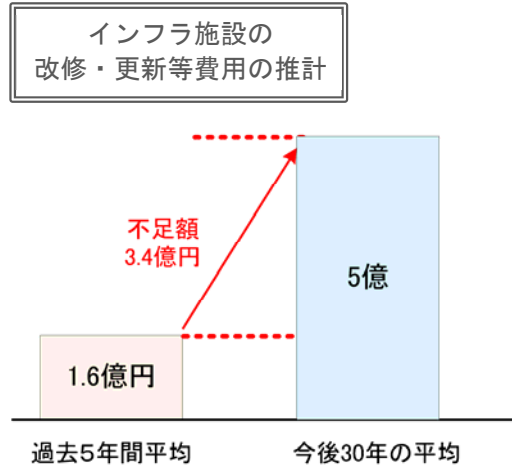
3-4. 都市施設（インフラ・建築）の現況・問題

(1) 改修・更新等費用

インフラ施設は今後30年間で、総額約159億円、1年間に平均すると約5億円の改修・更新等費用が必要であると推計されています。

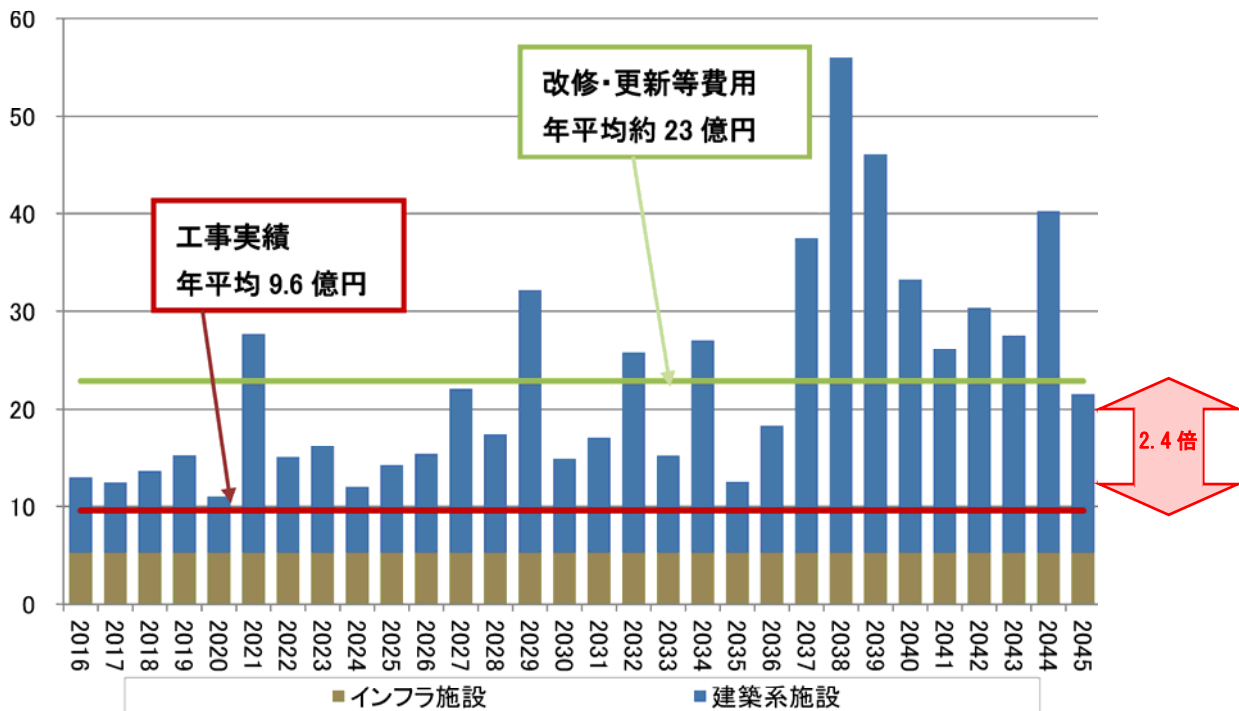
また、今あるインフラ施設・公共施設をそのまま保有し続けた場合、2016年から2045年までの30年間で、総額約687.5億円、1年間に平均すると現在の約2.4倍である約23億円の改修・更新等費用が必要であると推計されています。

仮に現在と同程度の改修・更新等費用を今後も捻出できたとしても、年間約13.4億円の改修・更新等費用が不足すると考えられます。



公共施設等の改修・更新等費用の推計

(億円)



資料：普通寺市 平成29年公共施設等総合管理計画

(2) 都市計画道路

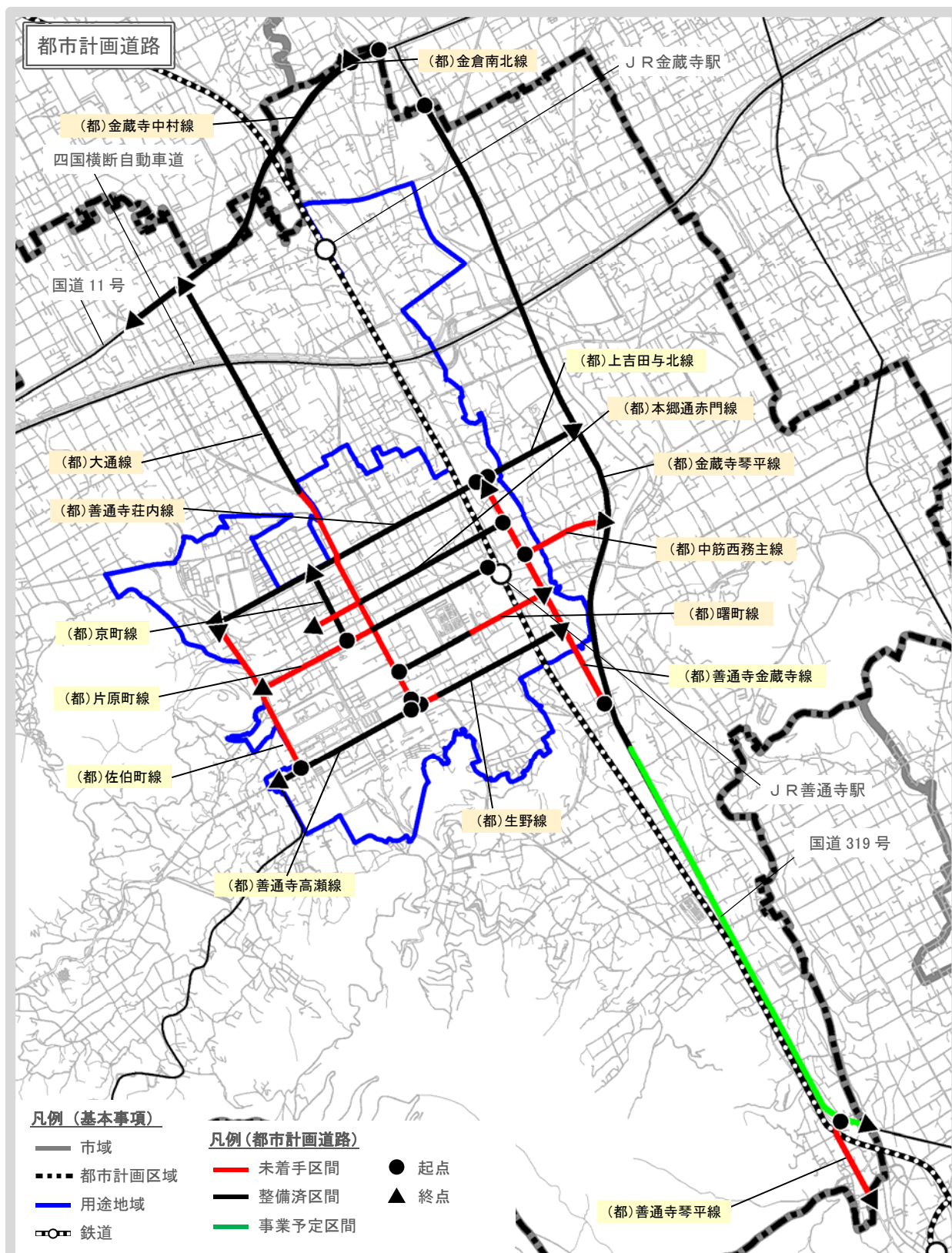
都市計画道路は、用途地域内の道路と用途地域外の国道 319 号、国道 11 号を中心に、幹線街路 15 路線、区画街路 1 路線が計画決定されています。

(都) 3・3・202 金蔵寺琴平線 (国道 319 号) で事業が予定されている一方、JR 善通寺駅周辺において未着手区間が多くなっています。

名称		位置		車線数	代表幅員(m)	延長(m)	当初決定年月日 最終決定年月日
番号	路線名	起点	終点				
幹線街路							
3・3・201	金蔵寺中村線	金蔵寺町字川添	中村町字不動	4	25	2,360	S55.12.23 H3.9.27
3・3・202	金蔵寺琴平線	金蔵寺町字川添	大麻町字宮前	4	25	7,120	S55.12.23 H4.10.6
3・3・203	上吉田与北線	上吉田町字寝馬	与北町字下西原	4	22	620	S55.12.23 同上
3・4・121	金倉南北線	金蔵寺町字川添	金蔵寺町字川添	2	16	23	H3.9.27 同上
3・4・205	善通寺高瀬線	南町一丁目	善通寺町字長尾端	4	20	1,015	S28.4.14 同上
3・4・206	片原町線	上吉田町一丁目	善通寺町字平谷	2	18	1,580	S28.4.14 同上
3・4・207	本郷通赤門線	上吉田町字上原	善通寺町六丁目	2	18	1,360	S28.4.14 S29.5.11
3・4・208	大通線	南町一丁目	中村町字永井	2	16	3,000	S28.4.14 S55.12.23
3・4・209	中筋西務主線	上吉田町字中筋	与北町字西務主	2	16	530	H4.10.6 H27.3.31
3・5・204	善通寺金蔵寺線	生野町字原	上吉田町字寝馬	2	12	1,570	S28.4.14 H27.3.31
3・5・210	善通寺琴平線	大麻町字馬場下	大麻町字上ノ村	2	12	520	S28.4.14 H27.3.31
3・5・211	生野線	生野本町二丁目	生野町字遊塚	2	15	1,020	S28.4.14 H27.3.31
3・6・212	善通寺荘内線	上吉田町字寝馬	善通寺町字砂古裏	2	11	1,950	S28.4.14 S55.12.22
3・6・213	佐伯町線	善通寺町字長尾端	善通寺町字砂古裏	2	11	1,030	S28.4.14 H27.3.31
3・6・214	曙町線	文京町三丁目	生野町字遊塚	2	11	1,010	S28.4.14 H27.3.31
区画街路							
7・6・201	京町線	善通寺町二丁目	善通寺町六丁目	-	8	470	S28.4.14 同上
計	16 路線					25,178	

※令和 3 年 3 月時点

資料：善通寺市 市作成データ

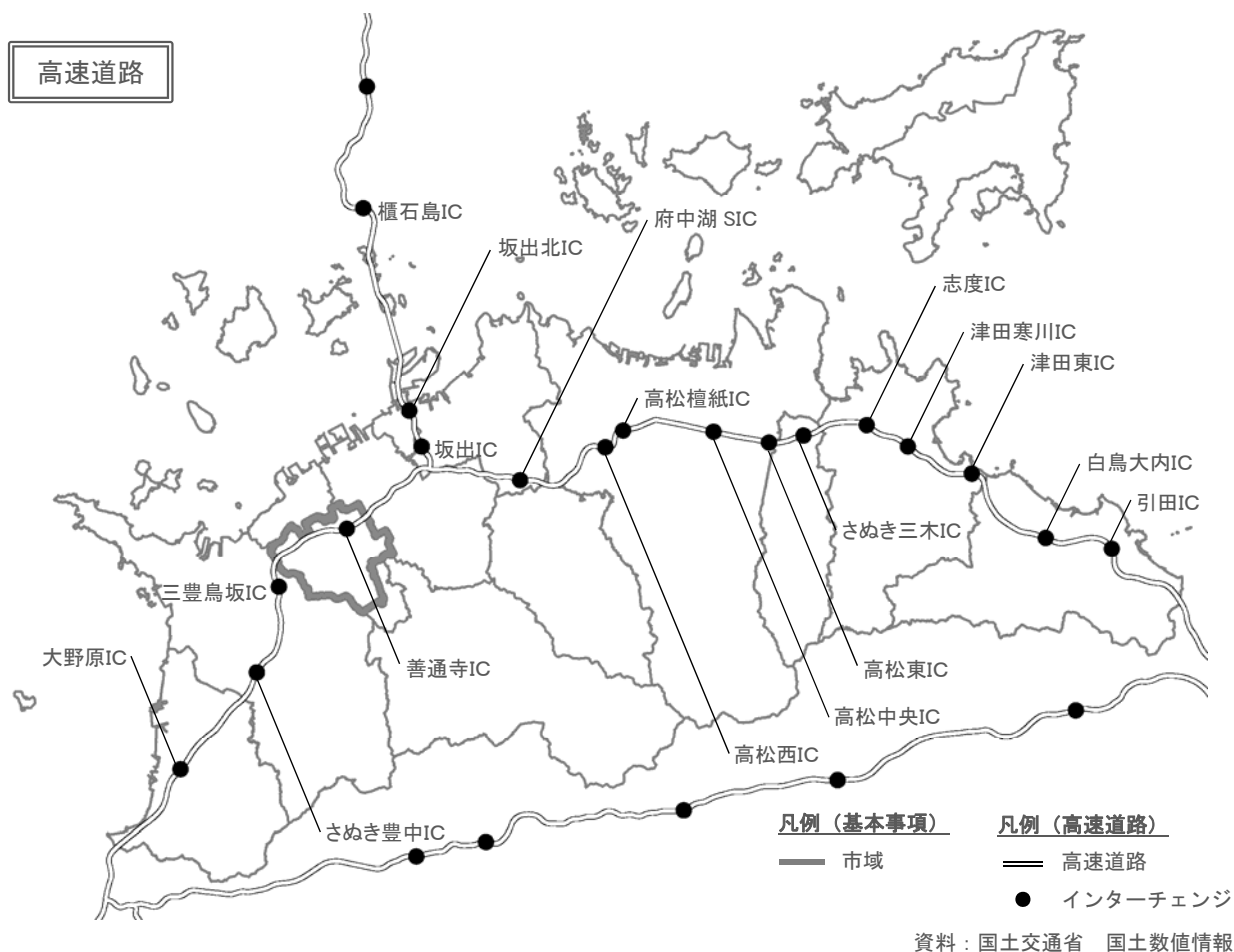


※令和 3 年 3 月時点

資料：普通寺市 市作成データ

(3) 高速道路

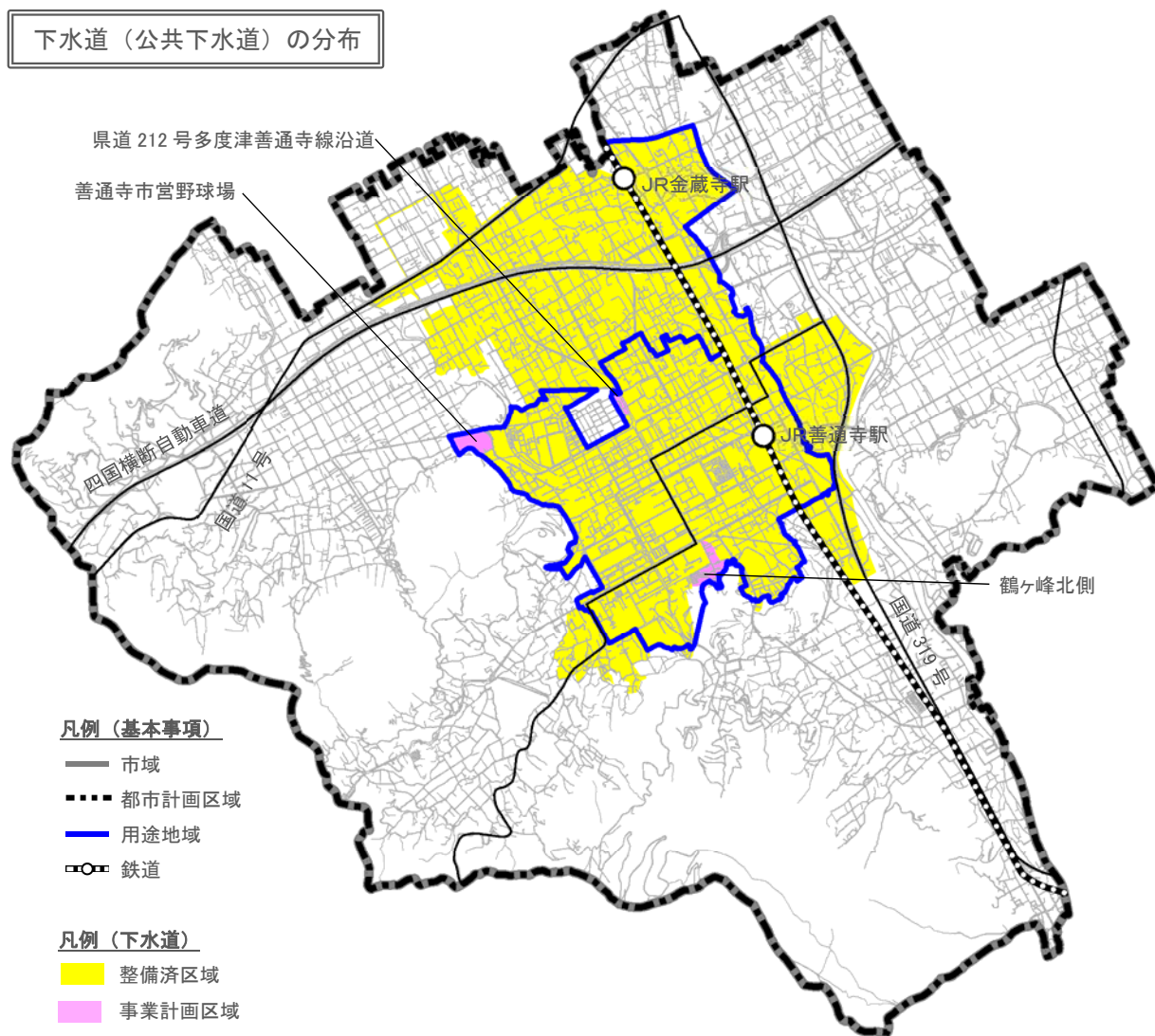
善通寺 IC は、坂出 IC と三豊鳥坂 IC の間に位置しているほか、善通寺市街地からの高速道路のアクセスは非常に良いです。丸亀市や琴平町など、近隣市町からも多くの利用があります。



(4) 下水道（公共下水道）

下水道は、用途地域内から市北部にかけて整備済の区域が広がっています。

整備が予定される事業計画区域は、善通寺市宮野球場周辺、県道 212 号多度津善通寺線沿道、鶴ヶ峰北側で指定されており、いずれも用途地域内です。



※令和 2 年 4 月時点

資料：善通寺市 市作成データ

(5) 公共施設等

市役所や図書館・市民ホール・その他文化施設が、JR 善通寺駅から総本山善通寺の間に集中して立地しています。

一方、各地域に集会施設（公民館）があります。



市民会館

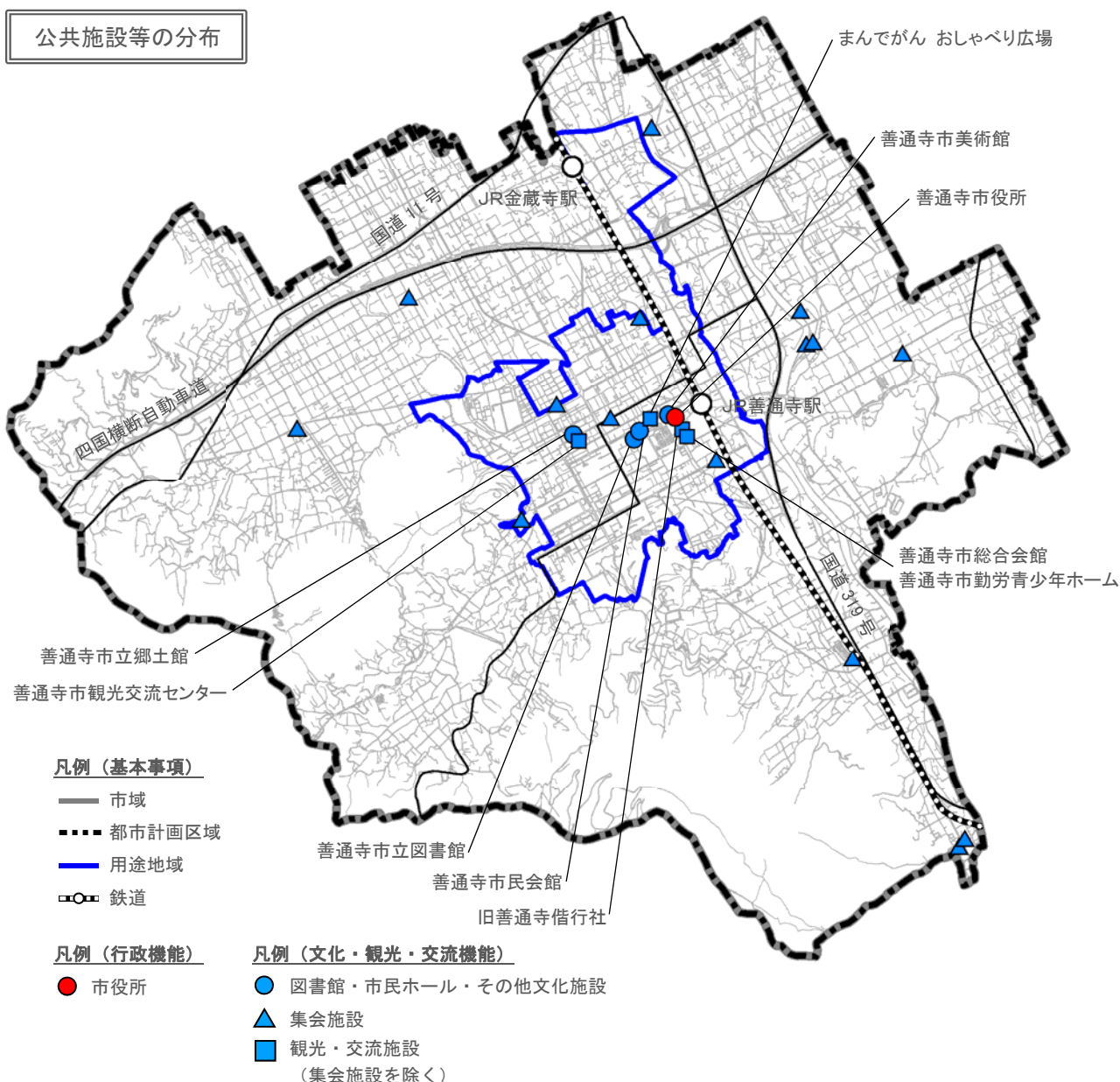


観光交流センター



まんでがん おしゃべり広場

公共施設等の分布

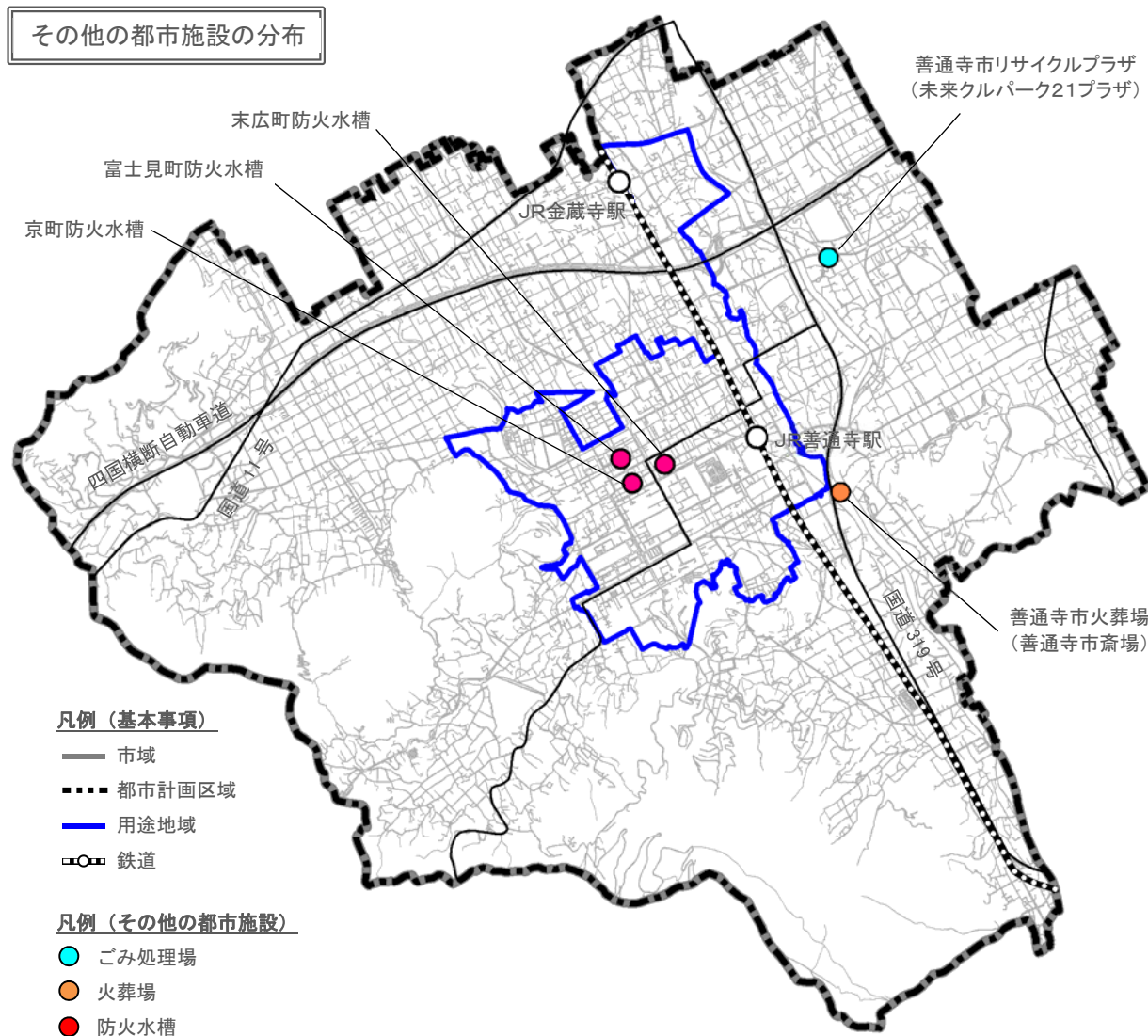


※令和4年3月時点

資料：善通寺市 市作成データ

(6) その他の都市施設

善通寺市リサイクルプラザと善通寺市火葬場が、用途地域外の国道 319 号沿いにあります。
都市計画決定された防火水槽が、総本山善通寺周辺に 3 つあります。



名称	面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日	告示番号
善通寺市リサイクルプラザ	0.7	H10. 2. 26	H10. 2. 26	市告 13 号
善通寺市火葬場	0.4	S53. 10. 23	S53. 10. 23	市告 6 号
名称	地積 (㎡)	容量 (m³)	当初告示日	告示番号
富士見町防火水槽	13.75	40.0	S29. 5. 11	建設省告示第 706 号
末広町防火水槽	13.75	40.0		
京町防火水槽	13.75	40.0		

資料：善通寺市 市作成データ

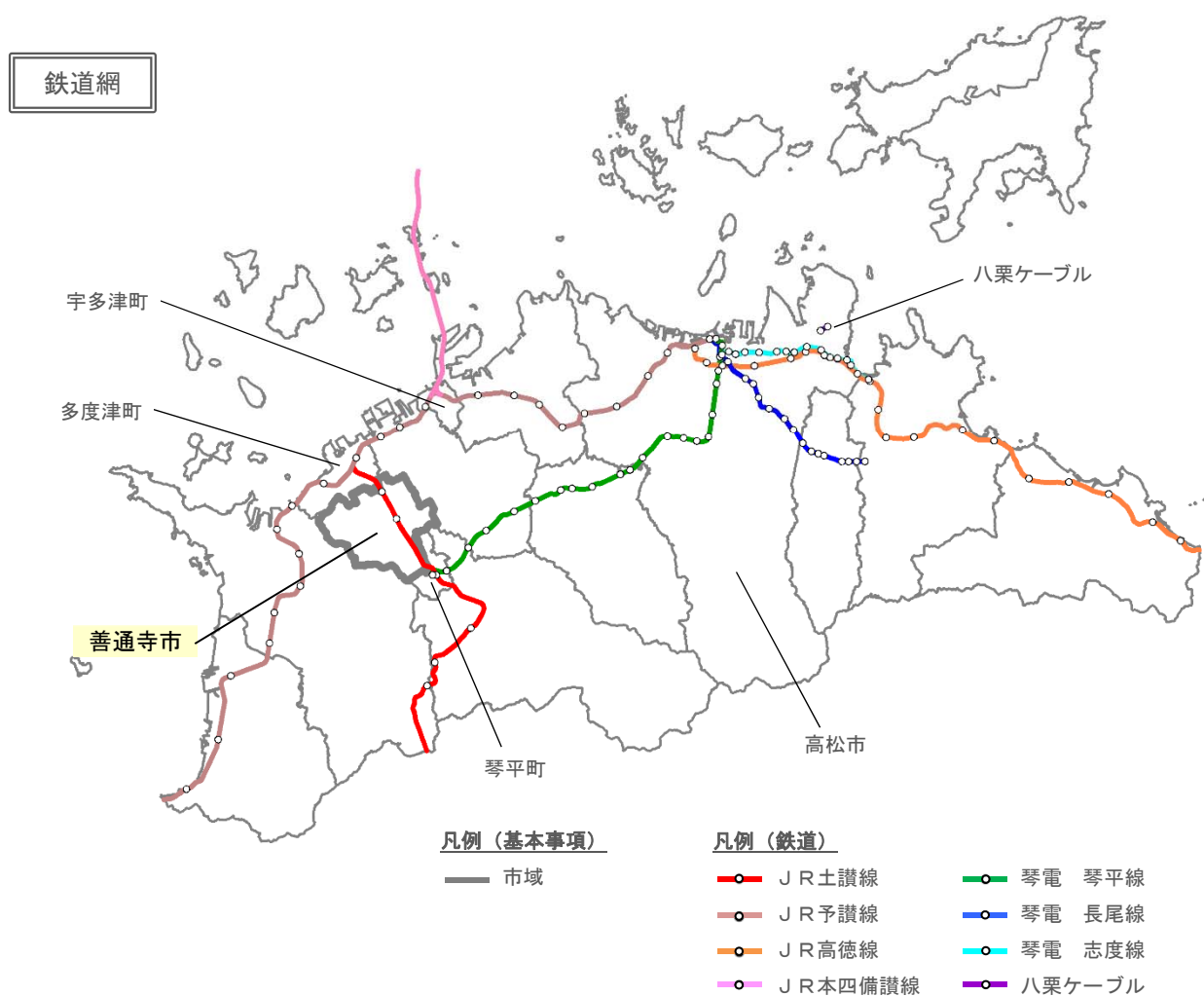
3-5. 都市施設（公共交通）の現況・問題

(1) 鉄道の分布

香川県内には、J R 四国、高松琴平電気鉄道（以下、琴電）が鉄道網として整備されています。また、高松市内の牟礼地区から八栗寺を結ぶケーブルカーがあります。

高松市内では J R 四国、琴電を含む 5 路線、宇多津町内では J R 予讃線、四国と本州を結ぶ J R 本四備讃線の 2 路線、多度津町内では J R 予讃線と J R 土讃線の 2 路線、琴平町内では J R 土讃線と琴電琴平線の 2 路線が連結しています。

本市は、乗換駅のある多度津町、琴平町に隣接しているほか、市内に J R 善通寺駅、J R 金蔵寺駅があるなど、鉄道の利便性が比較的高いと言えます。

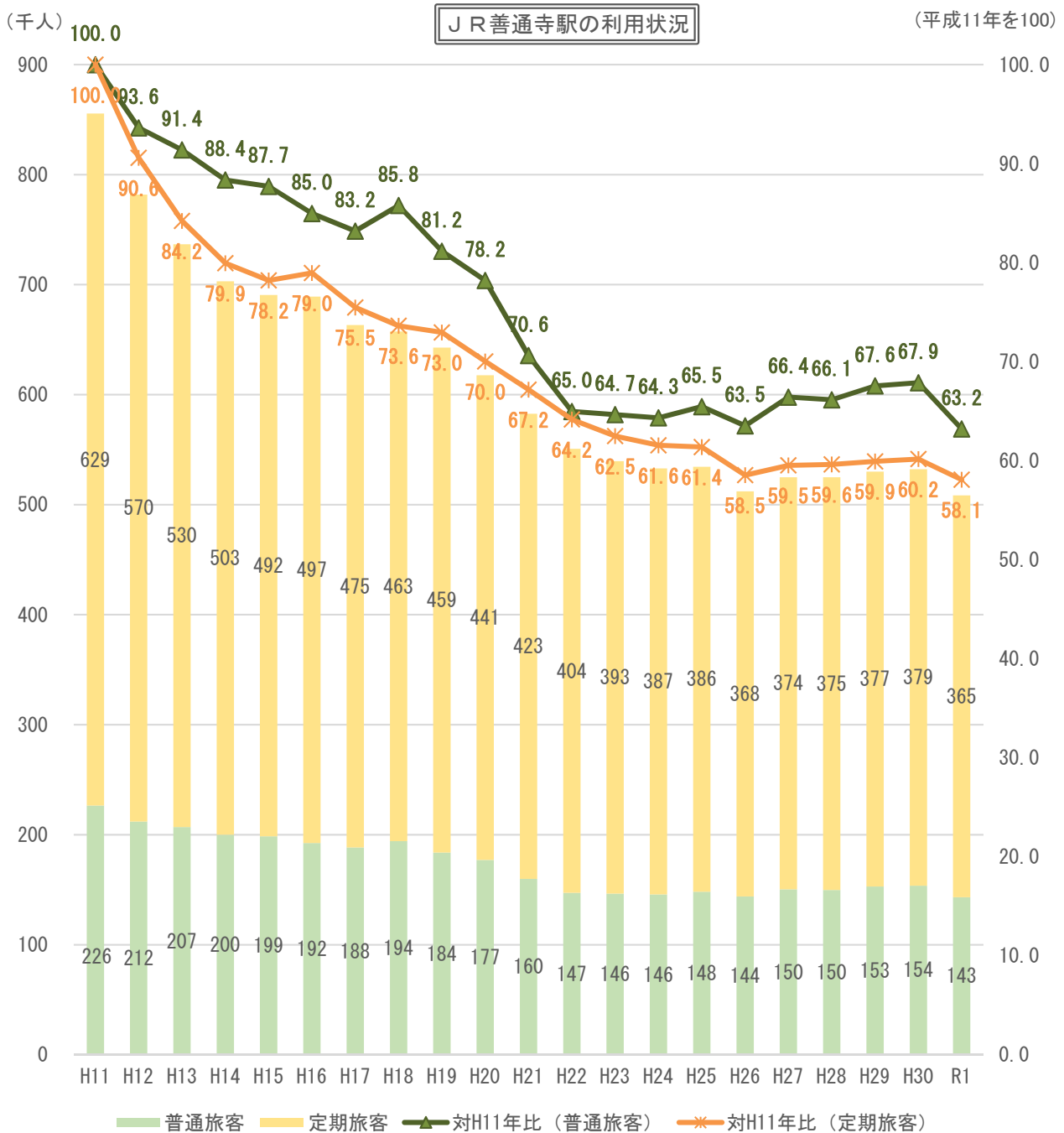


資料：国土交通省 国土数値情報

(2) 鉄道の利用者数

令和元年において、JR善通寺駅の利用者は、普通旅客が全体の約28.1%、定期旅客が約71.9%と、定期旅客が普通旅客の2倍以上となっています。

平成11年以降、利用者数は減少し続けています。平成11年からの約20年間で、普通旅客は約63.2%に、定期旅客は約58.1%に減少しています。一方で、平成26年以降では、減少傾向がやや緩やかになっています。



資料：善通寺市 令和2年版統計書

(3) バスの分布

■市民バス

市内を結ぶ交通として、市民バス（空海号）
が無料で運行しています。

市役所を起点に、吉原・竜川コース、筆岡・南
部コース、西部・与北コースの6路線があります。

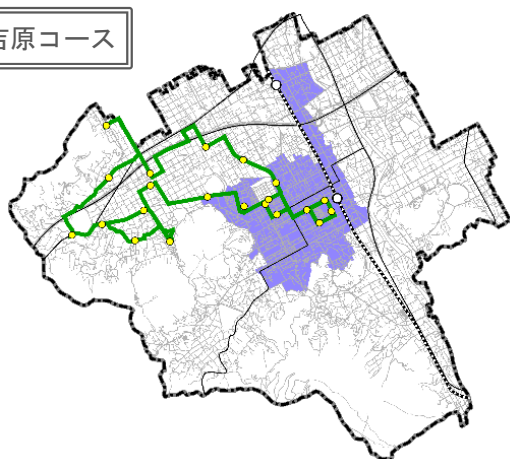
凡例（基本事項）

- 市域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道

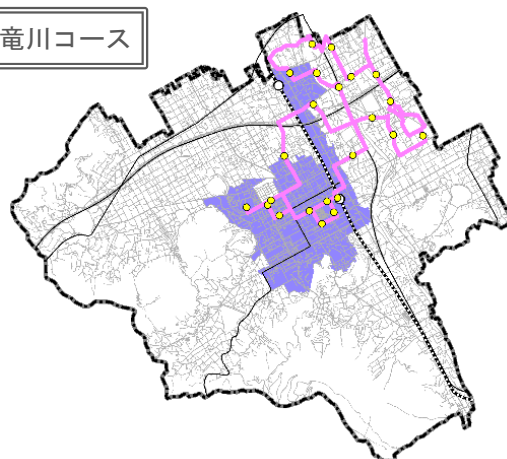
凡例（市民バス）

- 吉原コース
- 竜川コース
- 筆岡コース
- 南部コース
- 西部コース
- 与北コース
- バス停

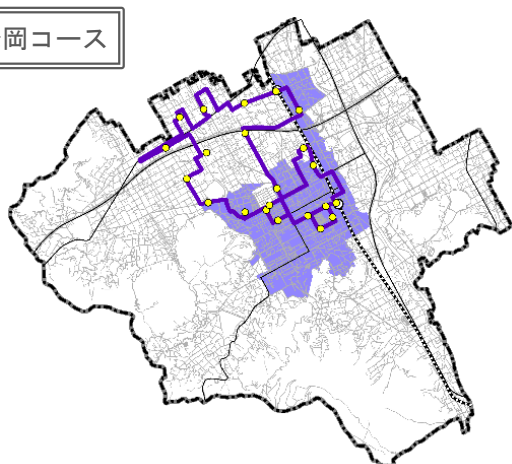
吉原コース



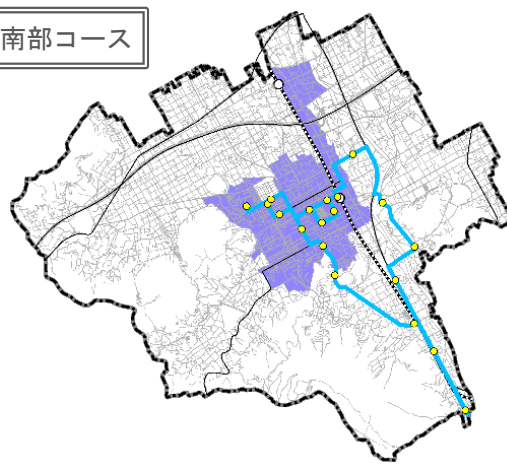
竜川コース



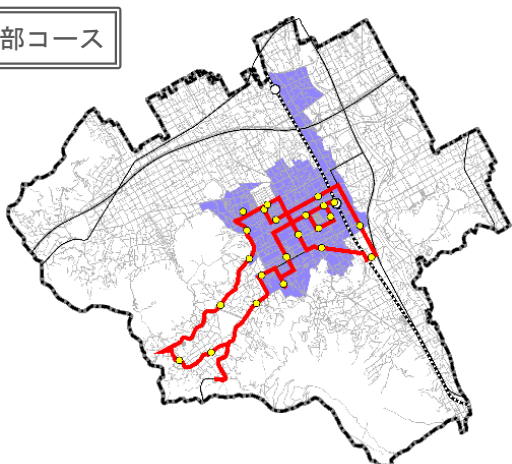
筆岡コース



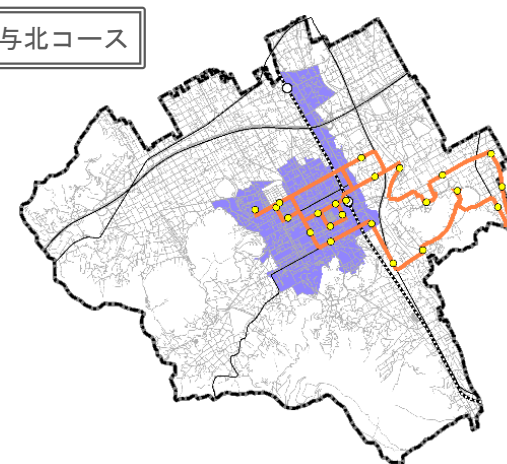
南部コース



西部コース



与北コース



※平成 30 年 4 月時点

資料：普通寺市 市民バス路線網図

市民バス（空海号）の概要

本市では、市民バス（空海号）を無料で運行しています。運行台数は3台（26人乗りノンステップ型バス1台、13人乗り小型バス2台）です。市役所を出発点とし、市内の主要な住宅地を6コースにて運行しています。

基本的にどなたでも乗車が可能です。運行経路内で安全に停車できる場所なら、どこでも乗り降りできます。



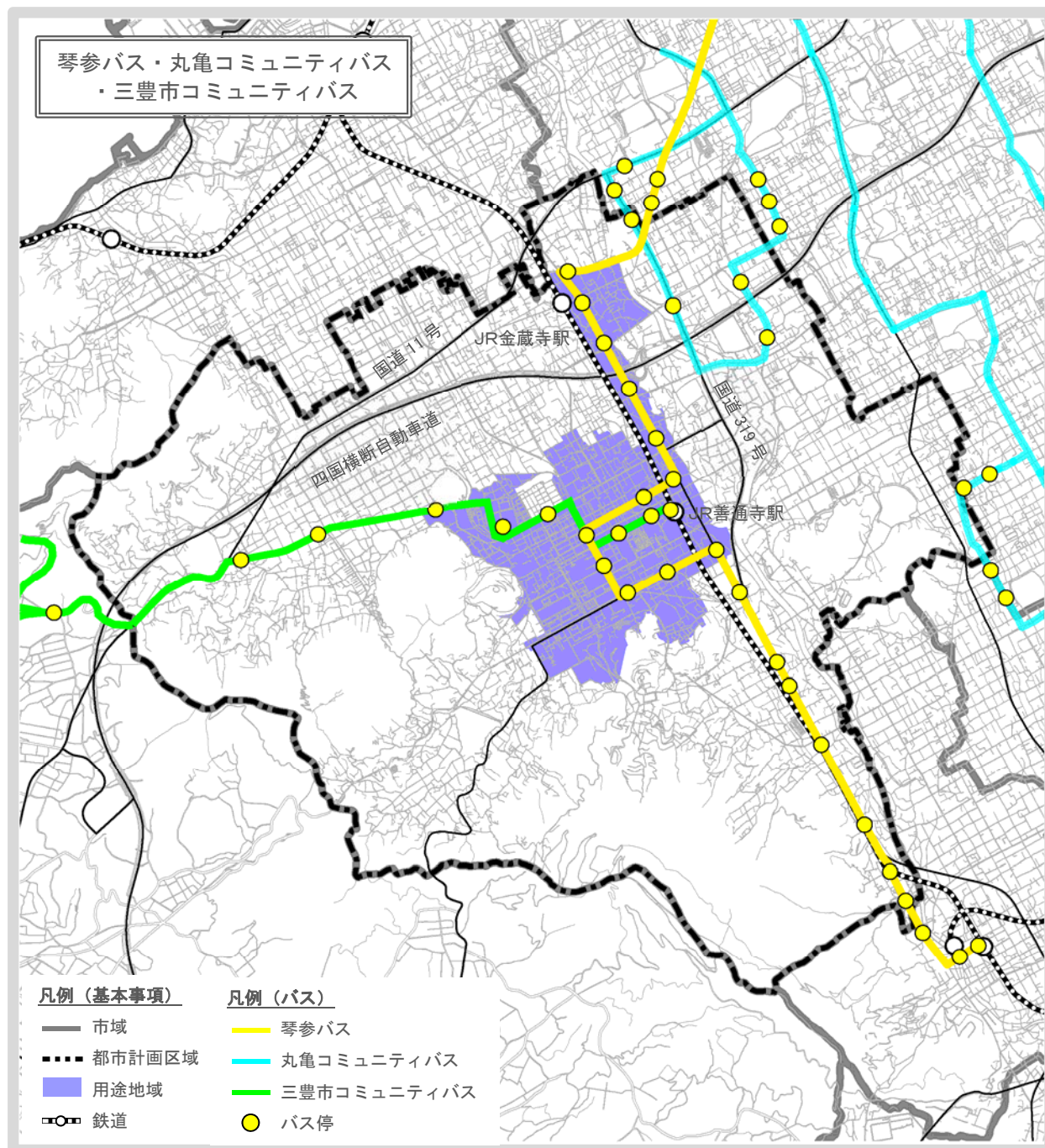
時期・期間	取組み内容
平成 14 年 10 月 22 日	29 人乗り 2 台で福祉バスの試験運行を開始 (4 コース、16 便、8 : 00 ~ 17 : 00)
平成 15 年 6 月 1 日	「市民バス」として名称を改めて運行
平成 15 年 10 月 1 日	「市民バス空海号」として運行を開始
平成 15 年 12 月 8 日	路線の拡張・運行時間の延長 (4 コース、20 便、7 : 00 ~ 18 : 00)
平成 15 年 12 月 8 日 ~ 平成 16 年 4 月	再試験運行期間
平成 16 年 5 月 ~ 平成 16 年 10 月	本格運行準備期間
平成 16 年 9 月	「市民バス運行条例」が可決
平成 16 年 11 月 1 日	市民バスの本格運行を開始
平成 17 年 9 月	陸運局に廃食用油燃料併用申請
平成 17 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月	BDE (バイオ・ディーゼル・エネルギー) 燃料での運行
平成 18 年 12 月	「善通寺市市民バス運行検討会」を設置
平成 19 年度	市民アンケート実施
平成 20 年 4 月 1 日	バスの増車 (2 台から 3 台へ) ・路線の拡大 (6 コース、30 便)
平成 27 年度	自治総合センターのコミュニティ助成を受ける (運行車両の一部にノンステップ型の車両を導入)
平成 28 年度	ノンステップ型の車両の運行を開始
平成 29 年度	小型の運行車両 2 台の入れ替え

資料：善通寺市 市作成データ

■琴参バス・丸亀コミュニティバス・三豊市コミュニティバス

広域のバス路線として、琴参バスが本市を縦断しているものの、1路線のみです。

丸亀市が運行しているコミュニティバス及び三豊市が運行しているコミュニティバスが一部、本市内でも運行されています。



※平成30年4月時点

※市内及び市周辺のバス停のみ表示

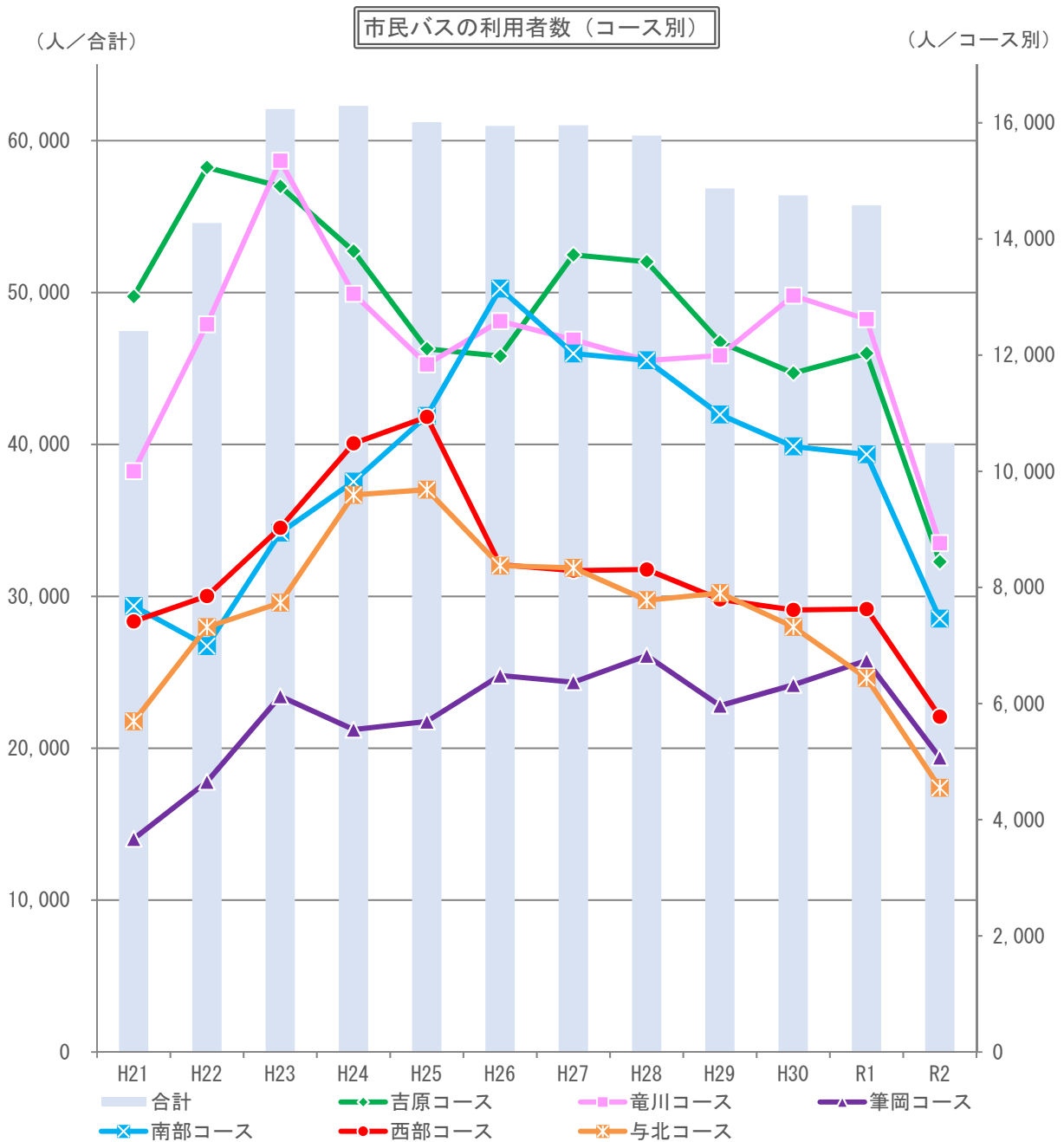
資料：琴参バス 一般路線図、丸亀市 丸亀コミュニティバス路線図、三豊市 コミュニティバス路線図

(4) バスの利用者数

■市民バスの利用者数

市民バスの利用者数は、年間約 5 万人から 6 万人程度で推移しています。平成 24 年をピークに微減傾向にありましたが、令和 2 年度では、新型コロナウイルス感染症拡大による外出の抑制や自家用車の利用推奨等により、大幅に減少しています。

令和元年度以降において、利用者数の多い順に、竜川コース、吉原コース、南部コース、西部コース、筆岡コース、与北コースとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受ける前の令和元年度で、利用者が最も多い竜川コースは、最も少ない与北コースより、6,000 人以上多く、約 2 倍以上となっています。

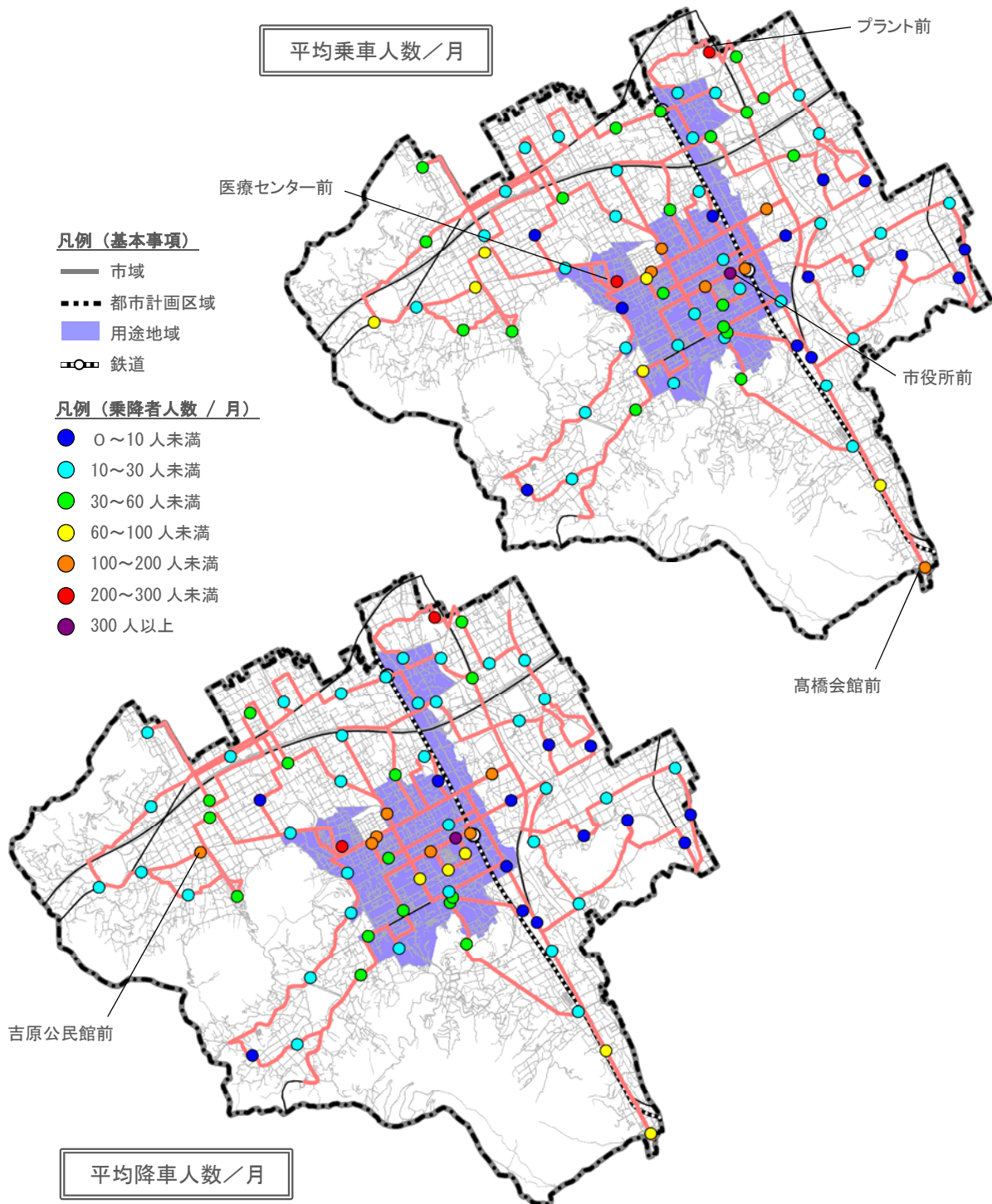


資料：善通寺市 市作成データ

■市民バスの停留所別の乗降者人数

乗車人数・降車人数ともに最も多いのは市役所前で、唯一、月平均で 300 人が乗車・降車しています。その次に、医療センター前、プラント前の順に多く、月平均で 200 人以上となっています。

高橋会館前の乗車のみ、吉原公民館前の降車のみなどの郊外部においても、月平均 100 人以上の乗降者があるところもあります。その他、竜川地域、吉原地域、南部地域で比較的用户者が多くなっています。



※平成 30 年、令和元年、令和 2 年の 3 箇年で平均を算出。複数のコースで利用されている停留所は合算

資料：善通寺市 市作成データ

◇吉原コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	251.7	205.5
市民会館前	31.5	57.1
東仙遊町駐車場前	80.5	65.3
宮東上公民館前	16.7	15.0
JA筆岡支店前	23.0	41.5
吉原町本村北前	19.0	45.5
東碑殿前	42.2	26.8
十五丁自治会場前	33.8	14.6
旧西碑殿公民館前	88.5	21.8
三井之江前	18.7	17.3
吉原公民館前	72.2	136.8
曼荼羅寺前	42.6	22.9
市民集いの丘公園前	30.6	51.4
吉原町本村前	75.7	33.6
市営野球場前	9.3	27.1
四国こどもとおとなの医療センター前	29.0	56.1
中央公民館前	3.8	25.9
旧消防本部西前	10.0	10.9
郷土館前	2.1	2.2
支え合いセンターここ家前	5.8	10.9
総合会館前	1.8	5.3
計	888.4	893.3

◇筆岡コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	110.0	146.2
支え合いセンターここ家前	10.1	11.9
総合会館前	22.3	22.8
JR普通寺駅前	27.5	13.2
東部公民館前	3.6	7.1
稲木集会場前	24.0	25.6
東仙遊町駐車場前	43.3	39.5
中村墓地前	16.8	11.1
金蔵寺町榎藪前	12.5	13.3
JR金蔵寺駅前	38.5	29.5
永井集会場前	34.1	20.2
ハートフルねんりん荘前	26.1	20.6
弘田町下所会館前	15.2	32.4
富頭自治会場前	10.5	15.8
JA筆岡支店前	12.1	13.3
阿瀬集会場前	7.1	4.1
市営野球場前	15.6	2.6
四国こどもとおとなの医療センター前	30.6	37.1
中央公民館前	8.1	10.6
旧消防本部西前	8.0	14.8
郷土館前	6.7	2.3
市民会館前	21.1	9.6
計	503.7	503.7

◇西部コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	122.1	89.2
総合会館前	0.7	2.5
支え合いセンターここ家前	1.1	1.5
市民会館前	33.7	28.4
皇子の森会館前	17.9	17.9
尽誠学園前(市民バス)	4.8	4.7
JA麻野支店前	3.5	2.1
生野プラザ前	43.7	31.1
護国神社前	13.2	37.1
自衛隊正門前	21.5	34.9
旧香川小児病院前	20.2	12.0
JA上郷支店前	65.9	36.2
王墓山古墳前	46.6	31.1
在所自治会館前	14.8	10.7
上ミ自治会館前	5.1	3.8
有岡加圧ポンプ場前	22.6	20.8
西部小学校前	12.3	14.4
総本山普通寺駐車場前	8.6	23.5
四国こどもとおとなの医療センター前	72.6	69.9
中央公民館前	9.4	28.4
旧消防本部西前	10.2	14.1
郷土館前	5.7	3.7
JR普通寺駅前	22.8	65.6
計	579.1	583.6

※平成30年、令和元年、令和2年の3箇年で平均を算出

◇竜川コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	217.6	247.5
JR普通寺駅前	25.0	11.9
市民体育館前	47.9	25.2
未来クルパーク21前	49.4	20.9
木徳町西上代前	8.1	4.2
木徳町東上代前	7.4	7.6
木徳北部会場前	10.4	10.7
宝正寺前	10.6	11.8
JA龍川支店前	45.0	22.8
千手苑前	44.0	45.2
プラント前	213.6	209.0
金倉寺駐車場前	25.2	27.8
竜川公民館前	10.8	16.0
高速バスターミナル前	40.1	33.5
金蔵寺町中央前	50.2	22.3
吉田八幡神社前	36.0	38.9
中央公民館前	24.9	47.3
四国こどもとおとなの医療センター前	36.2	50.5
旧消防本部西前	10.8	6.7
郷土館前	6.0	1.9
市民会館前	23.2	34.0
支え合いセンターここ家前	11.0	28.5
総合会館前	1.7	31.7
計	955.0	955.6

◇南部コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	232.2	184.0
支え合いセンターここ家前	16.5	13.8
総合会館前	2.4	5.8
JR普通寺駅前	16.5	16.2
市民体育館前	60.5	61.3
与北町岸下会場前	7.5	14.3
下川原自治会館前	3.4	13.8
大杉脳外科医院前	26.5	26.4
マツダ普通寺営業所前	83.6	91.6
高橋会館前	100.4	94.0
南部公民館前	29.4	21.8
南部小学校前	53.8	38.5
石原・三宅クリニック前	24.4	46.0
護国神社前	8.4	17.7
郷土館前	11.4	21.8
旧消防本部西前	21.5	31.7
中央公民館前	26.0	26.5
四国こどもとおとなの医療センター前	44.8	27.3
市民会館前	13.7	30.3
計	782.8	782.8

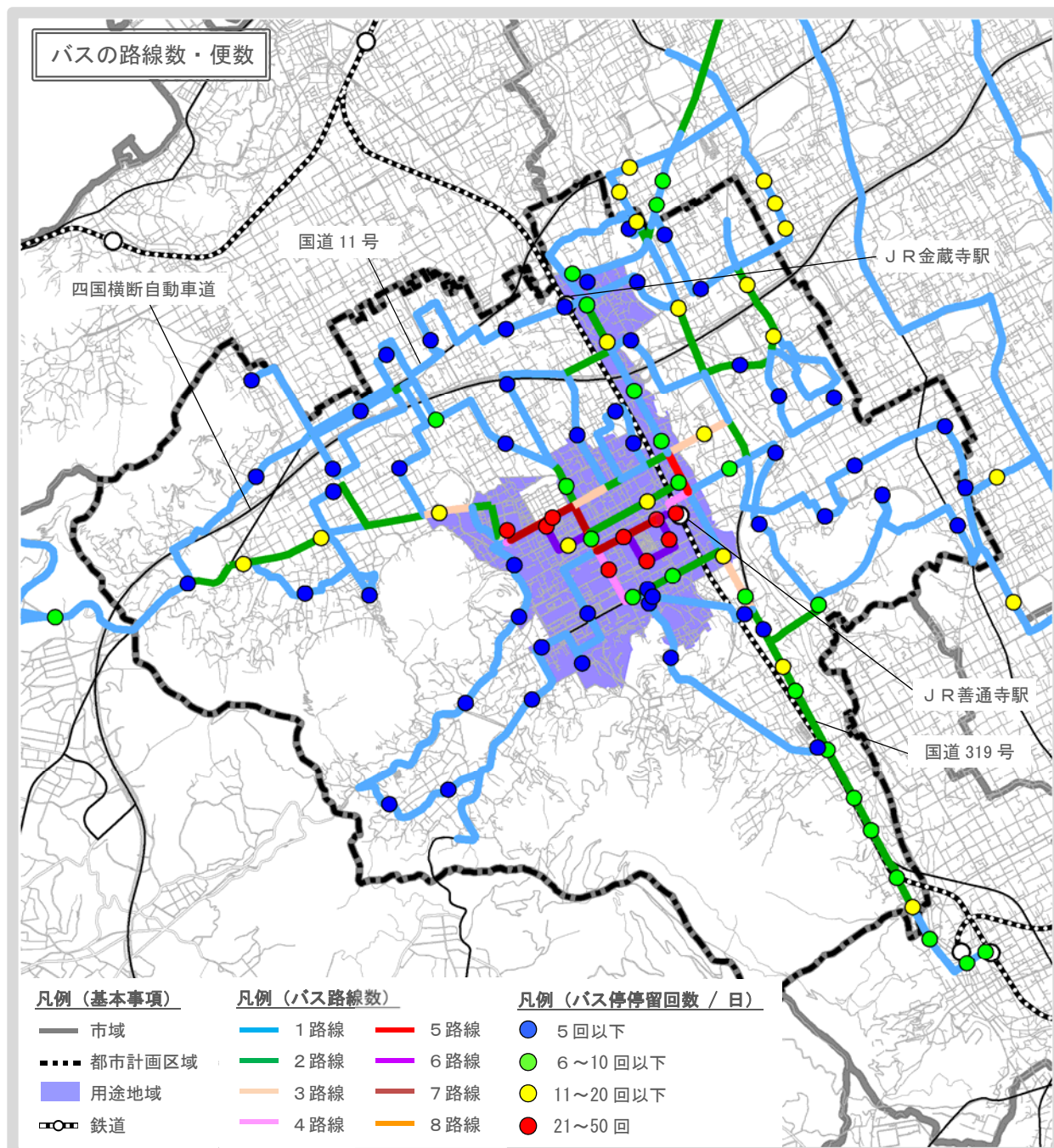
◇与北コース

停留所	降車数/月	乗車数/月
普通寺市役所前	147.3	121.7
JR普通寺駅前	19.2	43.5
西原会館前	2.6	8.3
市民体育館前	9.6	61.3
普通寺隣保館前	26.5	28.4
鉢伏ふれあい公園前	16.1	9.1
与北小学校前	16.7	20.4
角中会場前	29.0	27.6
鶴居神社前	5.8	7.3
仲多度農業共済前	7.4	4.6
普通寺市浄水場前	6.8	2.1
下川原自治会館前	8.7	4.1
生野町上原前	1.6	1.2
尽誠学園前(市民バス)	14.6	5.1
行天クリニック前	37.7	29.8
護国神社前	5.6	8.0
郷土館前	13.0	10.0
旧消防本部西前	32.1	25.6
中央公民館前	29.2	23.8
四国こどもとおとなの医療センター前	66.7	55.6
市民会館前	10.2	1.9
総合会館前	0.6	4.8
支え合いセンターここ家前	1.7	4.1
計	508.5	508.4

資料：普通寺市 市作成データ

(5) バスの便数・ルート本数

市内のほとんどのところで市民バスが運行されているほか、琴参バス・丸亀コミュニティバス・三豊市コミュニティバス、また鉄道があるものの、バスの路線数が少ない、日便数が5便に満たないところが多い等、利便性は高い状況です。



※バス路線数は、市民バス・琴参バス・丸亀コミュニティバス・三豊市コミュニティバスを対象

資料：善通寺市 市民バス路線図、琴参バス 一般路線図、丸亀市 丸亀コミュニティバス路線図、三豊市 コミュニティバス路線図

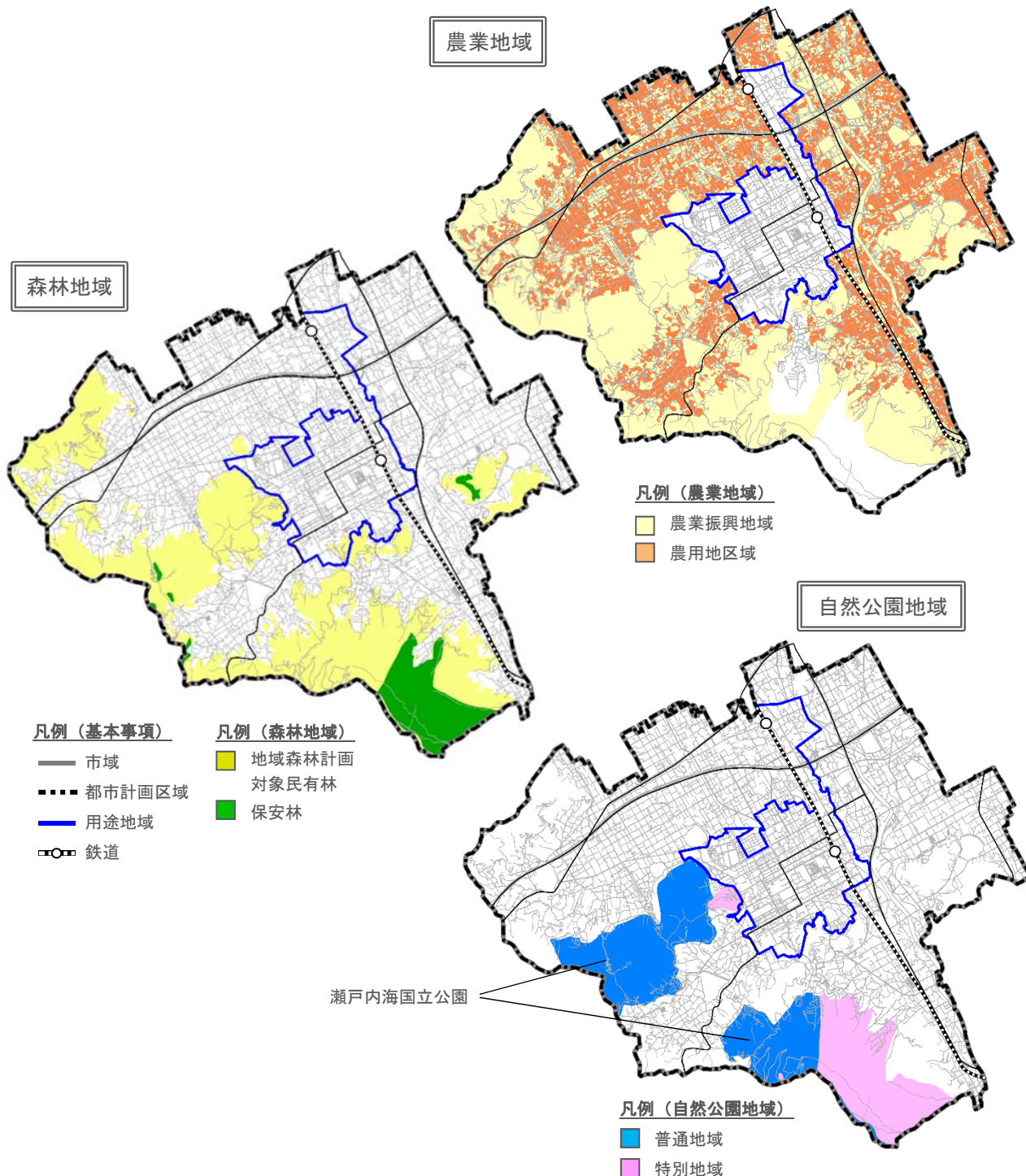
3-6. 自然的環境・景観の現況・問題

(1) 他法令の適用状況

農業地域では、農業振興地域が用途地域外のほぼ全域に指定されています。そのうち3割強が農用地区域に指定されています。

森林地域では、市の東部、南部、西部の一部が地域森林計画対象民有林となっているほか、保安林が市の南部で指定されています。

自然公園地域では、南部の市境周辺や香色山等に、瀬戸内海国立公園の普通地域や特別地域が指定されています。



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

(2) 公園・緑地など

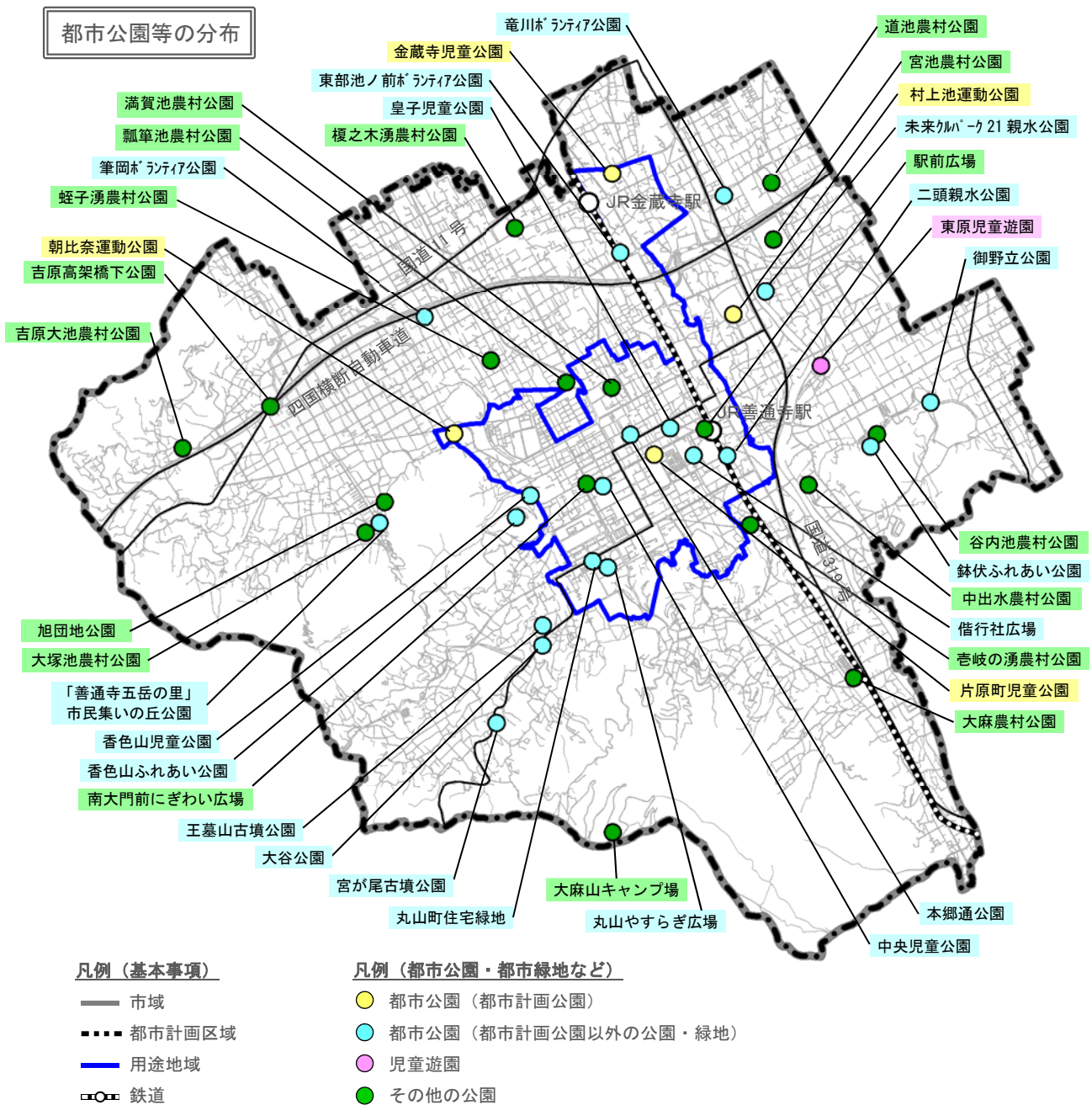
本市には、都市公園が23か所（そのうち4か所が都市計画公園）があります。そのほか、児童遊園が1か所、その他の公園が17か所（そのうち農村公園が12か所）あります。

概ね市全域に分布していますが、市域南部や西部は少なくなっています。

都市計画公園と都市公園とは

「都市計画公園」とは、都市計画法第11条の都市施設の「公園」として都市計画決定されたものを言います。（その土地の実態にかかわらず、都市計画に定められた区域を言います。）

「都市公園」とは、都市計画決定の有無にかかわらず、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園、緑地、墓園を言います。すなわち公園的な利用がなされ、あるいは現実に公園及び緑地として実体を備え、都市公園法で管理されるものが全て都市公園になります。



※令和4年5月時点

資料：善通寺市 市作成データ

都市公園（都市計画公園）：4か所

名称		種別	計画決定 面積 (ha)	開設面積	当初決定年月日	告示番号
番号	公園名				最終決定年月日	
2・2・201	片原町児童公園	街区	0.18	0.18ha 1,800㎡	S30.11.18	建告 1315号
					S52.11.29	市告 29号
2・2・202	金蔵寺児童公園		0.20	0.10ha 1,000㎡	S45.10.7	市告 24号
					同上	
4・4・201	朝比奈運動公園	地区	4.20	2.55ha 25,512㎡	S48.3.29	県告 219号
					H26.3.28	市告 41号
4・4・202	村上池運動公園		7.90	7.73ha 77,285㎡	H26.3.28	市告 40号

都市公園（都市計画公園以外の公園・緑地）：19か所

公園名	種別	開設面積 (㎡)
皇子児童公園	街区	1,050
中央児童公園		891
本郷通公園		803
大谷公園		2,093
香色山児童公園		2,667
二頭親水公園		700
未来川パーク21親水公園		3,375
竜川ホランテア公園		995
筆岡ホランテア公園		2,509
東部池ノ前ホランテア公園		1,473
丸山やすらぎ広場		3,064
偕行社広場		11,116
御野立公園		近隣
鉢伏ふれあい公園	地区	75,032
「善通寺五岳の里」 市民集いの丘公園		44,802
丸山町住宅緑地	都市	3,704
香色山ふれあい公園	緑地	6,058
王墓山古墳公園	特殊	6,660
宮が尾古墳公園		2,075

児童遊園：1か所

公園名	種別	開設面積 (㎡)
東原児童遊園	-	1,287.75

その他の公園：17か所

公園名	種別	開設面積 (㎡)
大麻農村公園	-	533.32
吉原高架橋下公園		1,233
駅前広場		730.76
旭団地公園		128.57
大麻山キャンプ場		3,207
南大門前にぎわい広場		2,730
吉原大池農村公園		9,000
大塚池農村公園		8,300
榎之木湧農村公園		2,600
蛭子湧農村公園		2,400
瓢箪池農村公園		4,000
満賀池農村公園		4,500
道池農村公園		6,000
宮池農村公園		18,500
谷内池農村公園		500
中出水農村公園		6,500
壱岐の湧農村公園		1,300

※令和4年5月時点

資料：善通寺市 平成29年公共施設等総合管理計画、善通寺市 市作成データ

(3) 河川・ため池

河川・ため池は約 240ha あり、
市域の約 6%に当たります。

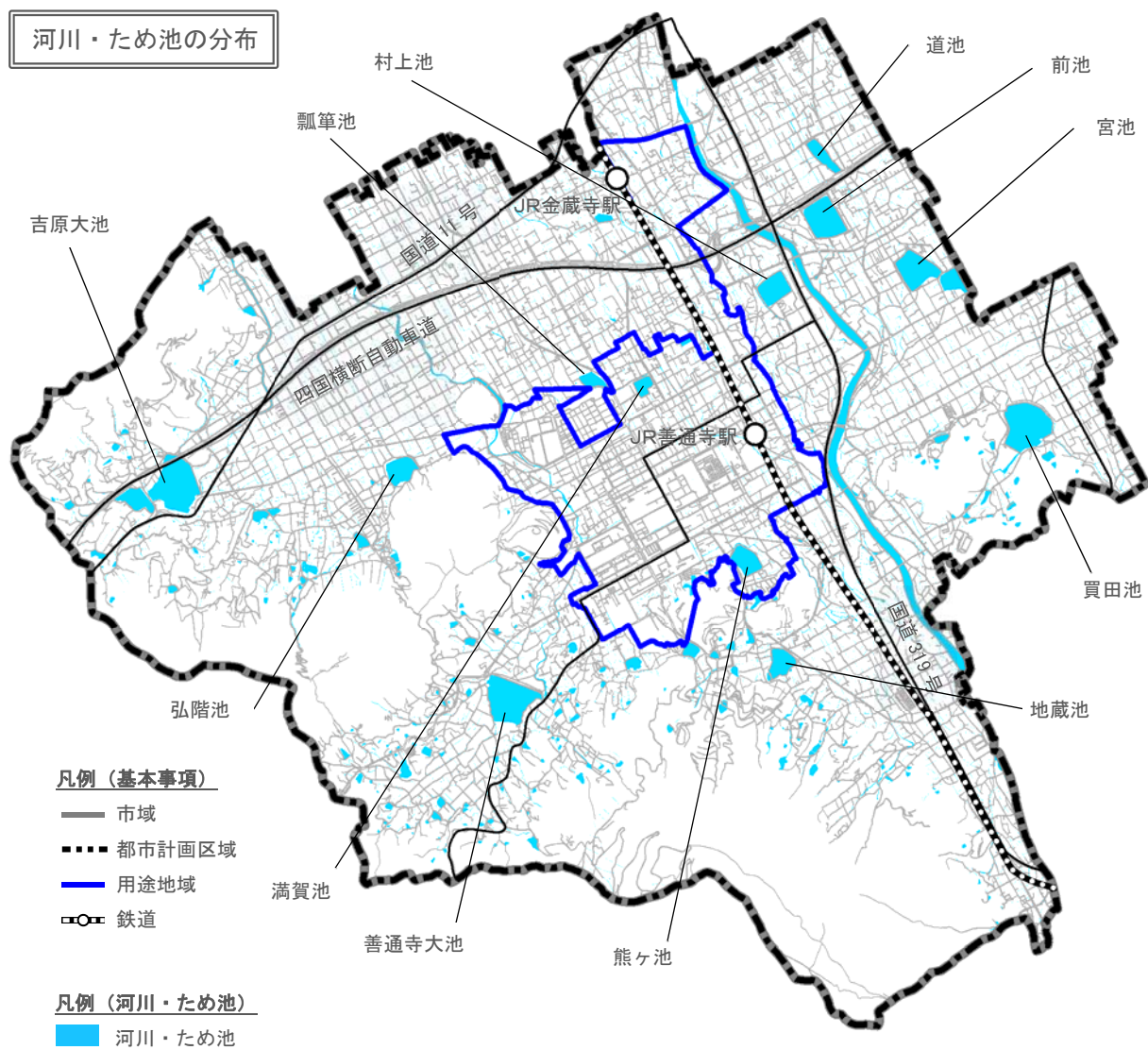
本市において、非常に重要な資源の一部であり、市民にとってのやすらぎ・憩い空間になっています。



善通寺大池



地藏池



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

(4) 市民農園

市民農園は、小区画の農地を利用して野菜や草花を栽培することにより余暇利用や土と親しみながらの健康づくり、また農地の保全や農業に対する理解を深めていただくために開設しています。

市民農園の利用に際しては、農園所有者との契約が必要になります。

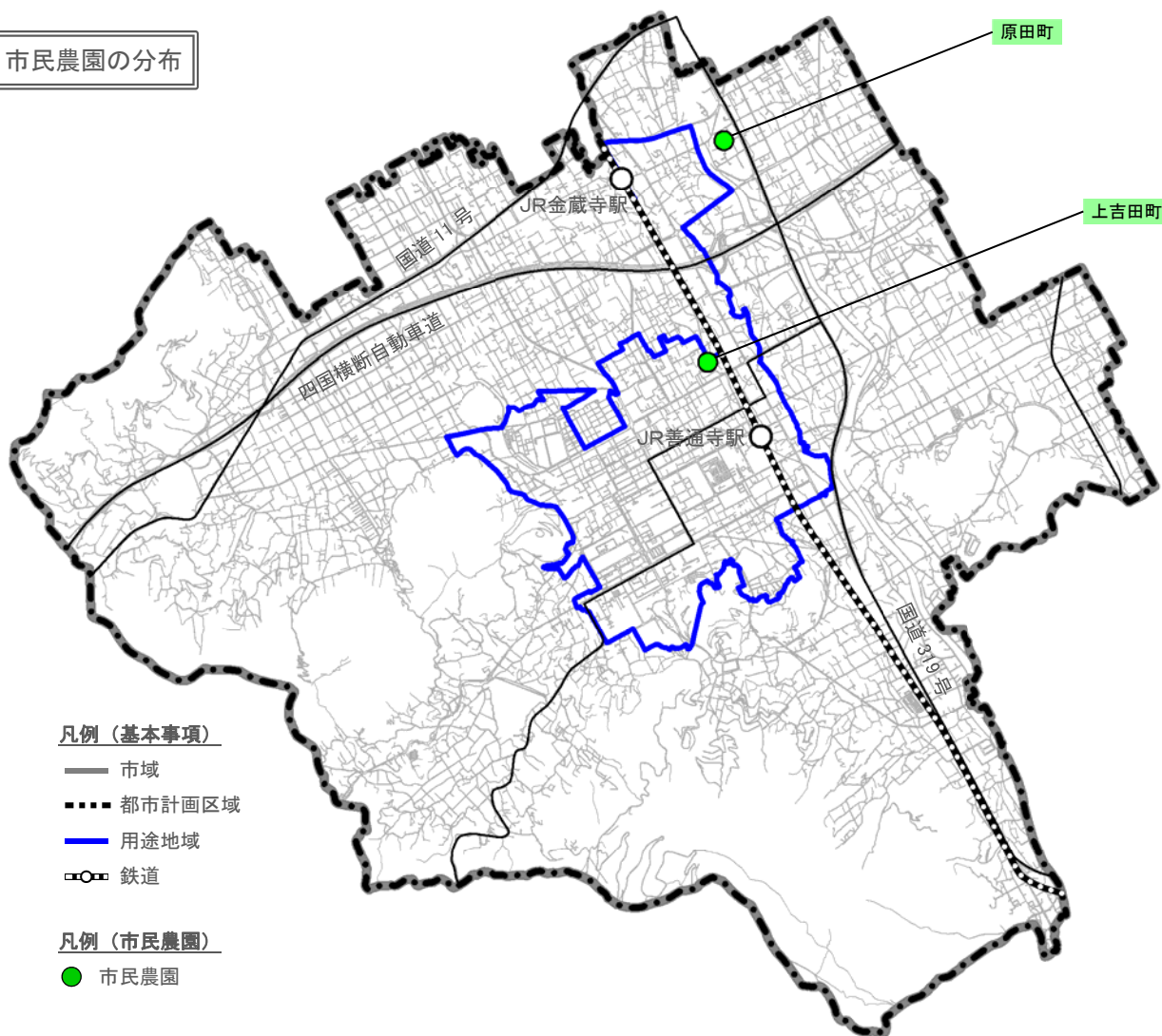


上吉田町



原田町

市民農園の分布



凡例 (基本事項)

- 市域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道

凡例 (市民農園)

- 市民農園

市民農園一覧表

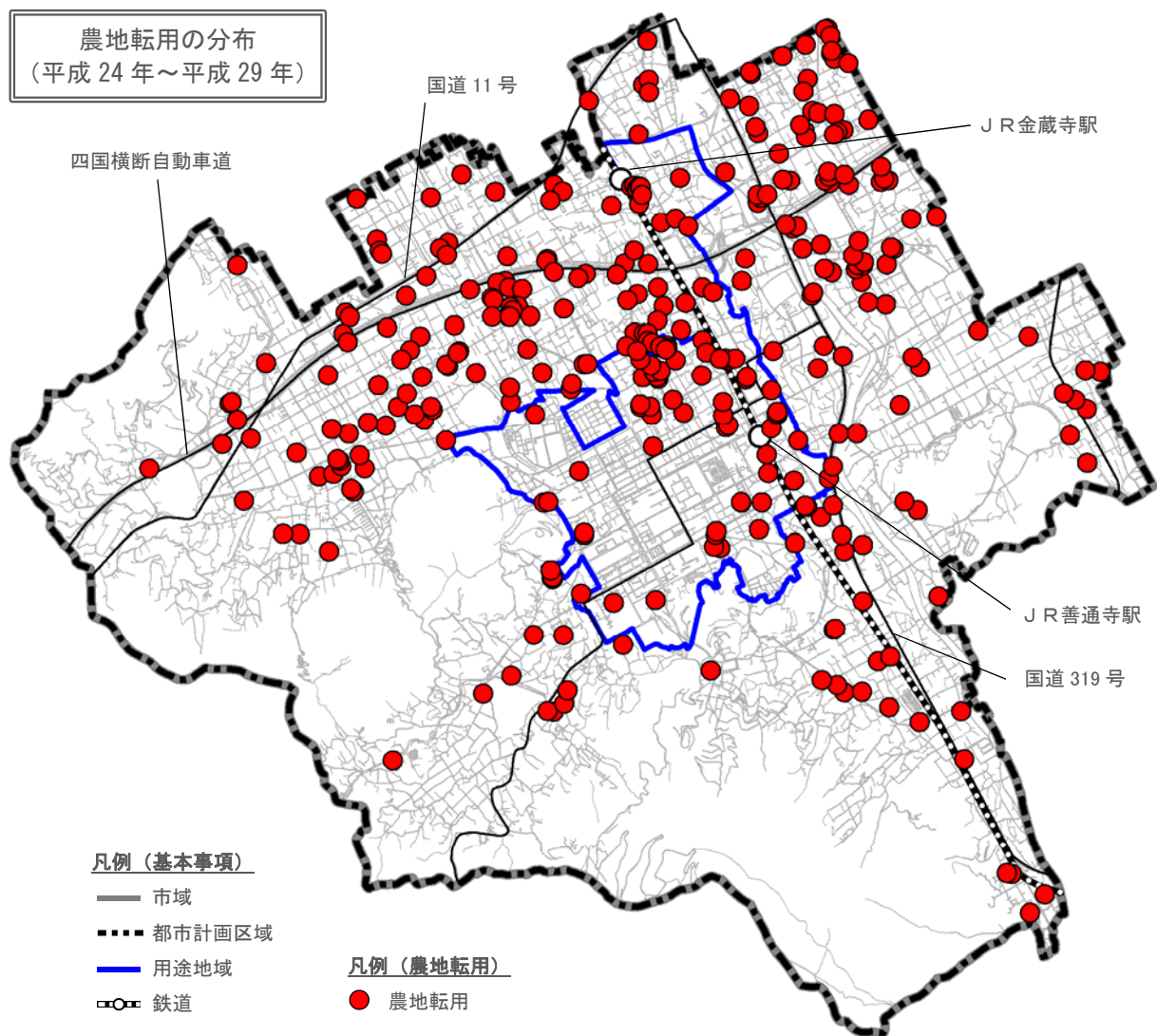
所在地	区画面積	利用料 (年間)
上吉田町七丁目 770 番 1	16 平方メートル	2,000 円
原田町 1234 番地 1	16 平方メートル	3,300 円

資料：善通寺市 市作成データ

(5) 農地転用状況

平成 24 年から平成 29 年にかけて、用途地域内で 70 か所、用途地域外で 255 か所と、計 325 か所で農地転用が行われています。

用途地域外で行われている農地転用は、農用地区域の指定を解除したものと考えられ、市街地の拡大（スプロール化）が進んでいます。



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

(6) 指定文化財

■登録有形文化財・建造物

登録有形文化財は 40 件で、JR 善通寺駅本屋、旧陸軍第 11 師団兵舎棟、乃木神社本殿などがあります。

建造物は 5 件で、うち 2 件（旧善通寺偕行社、善通寺金堂・五重塔）が重要文化財となっています。



J R 善通寺駅本屋



旧陸軍第 11 師団兵舎棟



乃木神社本殿

種別	名 称	指定年月日	備考
登録有形文化財	大川酒店	H9.7.15	登録有形文化財
	大川家住宅		
	磯野家住宅		
	水尾写真館	H12.4.28	
	瀬川酒店主屋	H14.2.14	
	瀬川酒店東蔵	H14.6.25	
	J R 善通寺駅本屋	H14.2.14	
	J R 善通寺駅 1・2 番ホーム上屋・跨線橋(3 件)	H14.6.25	
	旧陸軍第 11 師団兵舎棟	H14.2.14	
	乃木神社本殿・拝殿・手水舎・鳥居 (4 件)		
	善通寺伽藍 (釈迦堂・天神社・竜王社・鐘楼・南大門・中門) 6 件	H21.12.2	
善通寺誕生院 (奥殿・御影堂・御影堂前廻廊・聖霊殿・護摩堂・護摩堂廻廊・閻魔堂及び渡廊下・地藏堂・大玄関及び小玄関・宸殿・南土蔵・勅使門・仁王門・番所・太鼓塀・二十日橋・弁天社・勅使橋・極楽堀) 19 件	H22.4.28		
建造物 (重要文化財)	旧善通寺偕行社	H13.6.15	国指定文化財
	善通寺 金堂・五重塔	H24.12.28	
建造物	旧すし傳店舗	H21.12.25	市指定文化財
	禪定石造層塔	H23.4.11	
	善通寺石造物群(三帝御廟(3 基)・足利尊氏利生塔・御影堂西側層塔・善通寺先師墓内中世宝塔・同中世五輪塔(5 基)・同近世五輪塔(9 基)) 計 1 件 20 基		

※平成 30 年 4 月時点

資料：善通寺市 H P 「善通寺市の指定文化財一覧」

■史跡

史跡は 12 件で、宮が尾古墳、野田院古墳、総本山善通寺境内などがあります。



宮が尾古墳



野田院古墳



総本山善通寺境内

種別	名称		指定年月日	備考
史跡	有岡古墳群	王墓山古墳	S59.11.29	国指定文化財
		磨臼山古墳		
		鶴が峰 4 号墳		
		丸山古墳		
		宮が尾古墳		
	野田院古墳			
	天霧城跡	H2.5.16		
	讃岐遍路道	曼荼羅寺道	H26.10.6	
善通寺境内		H29.10.13		
青龍古墳（鷺井神社古墳）	S57.3.12	市指定文化財		
犬塚	S62.7.21			
智証大師降誕浴灌井伝承地	H13.4.1			

※平成 30 年 4 月時点

資料：善通寺市HP「善通寺市の指定文化財一覧」

■名勝・天然記念物

名勝は 1 件で、象頭山です。

天然記念物は 4 件で、木熊野神社社叢、善通寺境内の大グス、前池のオニバスなどがあります。



木熊野神社社叢（中村町）



善通寺境内の大グス



前池のオニバス

種別	名称	指定年月日	備考
名勝	象頭山	S26.6.9	国指定文化財
天然 記念物	象頭山	S26.6.9	国指定文化財
	木熊野神社社叢	S34.6.27	県指定文化財
	善通寺境内の大グス	S46.4.30	
	前池のオニバス	H16.8.22	市指定文化財

※平成 30 年 4 月時点

資料：善通寺市HP「善通寺市の指定文化財一覧」

曼荼羅寺道図面

曼荼羅寺道は、第71番札所弥谷寺と第72番札所曼荼羅寺をつなぐ遍路道です。特に三豊市の弥谷寺から本市の蛇谷池堤までの約0.9kmの区間は、山間部を通る未舗装の道が残っており、平成26年に国指定史跡「讃岐遍路道」に追加指定されました。



■その他考古資料など

彫刻は8件で、うち4件が重要文化財です。絵画・書籍は7件で、うち3件が国宝・重要文化財です。無形文化財は3件です。工芸は1件で、国宝です。考古資料は9件で、うち1件が重要文化財です。



阿瀬の地藏菩薩立像



磨臼山古墳出土
割竹形石棺



陣山銅剣

種別	名称	指定年月日	備考
彫刻 (重要文化財)	木造地藏菩薩立像	M34.3.27	国指定文化財
	木造吉祥天立像		
	木造天太玉命座像		
	木造彦火瓊々杵命座像		
彫刻	木像聖観音立像	S30.4.2	県指定文化財
	木造毘沙門天立像	H18.2.10	
	阿瀬の地藏菩薩立像	S62.7.21	市指定文化財
	木造不動明王立像	H21.12.25	
絵画・書籍 (国宝・重要文化財)	一字一仏法華経序品	S28.11.14	国指定文化財
	絹本著色智証大師像	M34.3.27	
	善通寺伽藍并寺領絵図	S60.6.6	
絵画・書籍	仏説観仏三昧海経 巻第六	H19.3.30	県指定文化財
	木熊野神社算額	S57.3.12	市指定文化財
	絹本著色両界曼荼羅	S62.7.21	
	神原家善通寺村絵図		
無形文化財	木熊野神社特殊神事	S37.4.14	県指定文化財
	シカシカ踊り	S48.5.12	市指定文化財
	吉原念仏踊	S57.3.1	
工芸 (国宝)	金銅錫杖頭	S56.6.9	国指定文化財
考古資料 (重要文化財)	磨臼山古墳出土 割竹形石棺	H5.6.10	国指定文化財
考古資料	仙遊遺跡出土石棺	S62.7.21	市指定文化財
	王墓山古墳出土 銀象嵌入鉄刀		
	王墓山古墳出土 金銅製冠帽		
	善通寺西遺跡出土櫛		
	大窪ケルン出土土師器壺		
	香色山出土家形埴輪棺		
	香色山1号経塚出土遺物	H10.4.1	
陣山銅剣	H13.4.1		

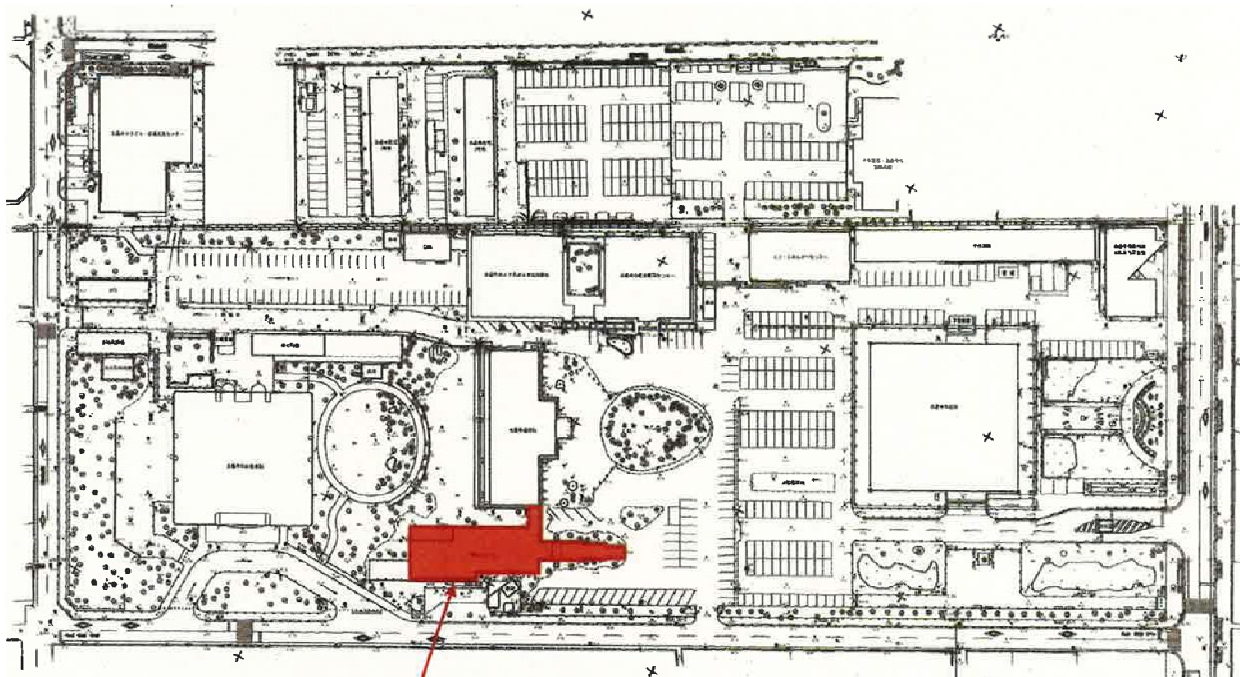
※平成30年4月時点

資料：善通寺市HP「善通寺市の指定文化財一覧」

(7) 景観重要建造物

旧善通寺偕行社附属棟は、旧善通寺偕行社が国の重要文化財として保存修理・復元される際に、整備後の旧善通寺偕行社の積極的な活用を可能にすることを目的として、平成20年3月に建築された建物です。

本市の景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針「市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であること」に即し、国土交通省令で定める基準の「建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」、「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」に該当していることから、景観法第19条第1項の規定に基づき、景観重要建造物として指定されています。



旧善通寺偕行社附属棟

3-7. 都市防災の現況・問題

(1) 防火地域・準防火地域

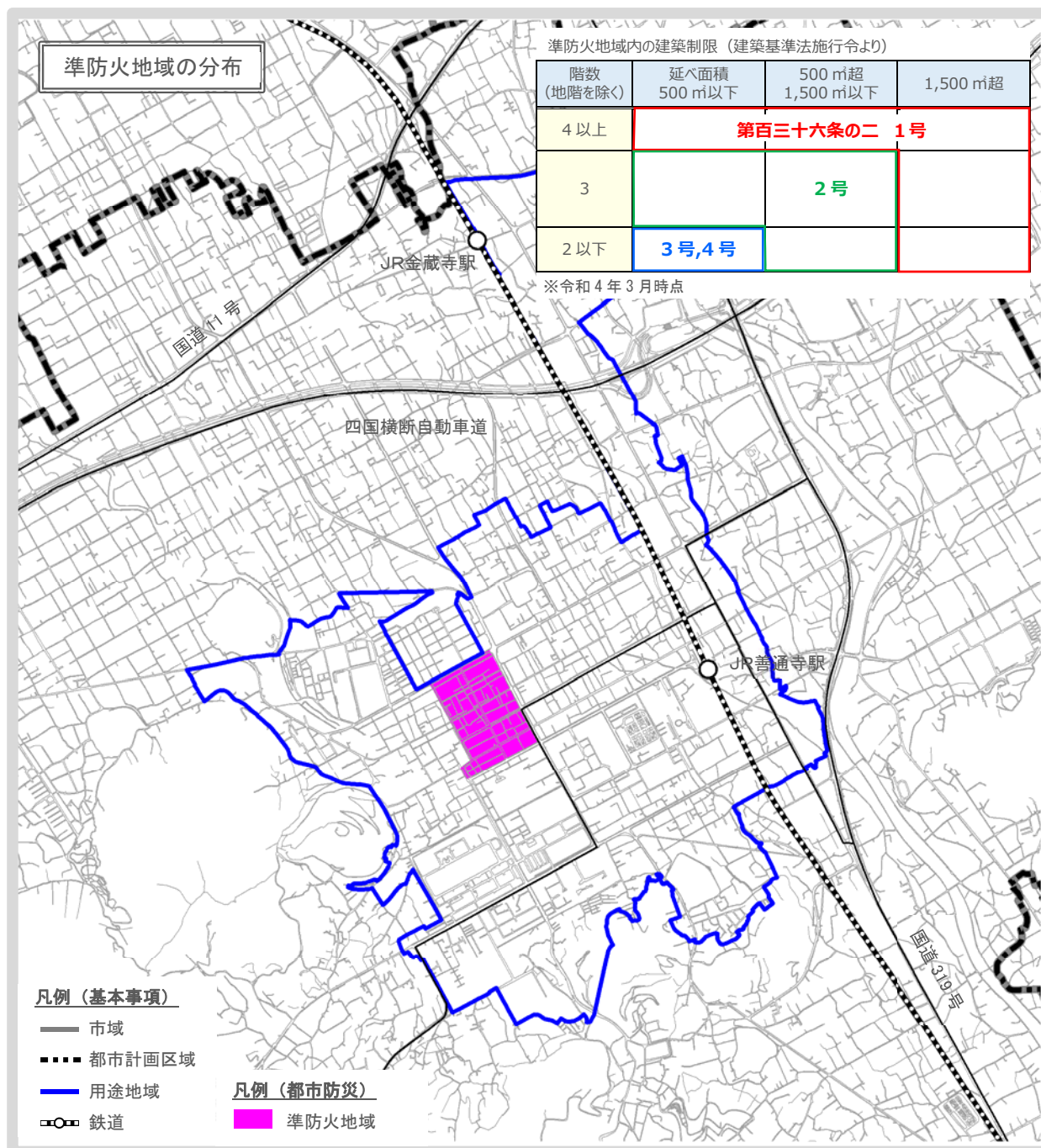
防火地域内の建築物は、原則として鉄筋コンクリート造や鉄骨造に所定の耐火被覆を施した耐火建築物でなければなりません。(2階以下かつ100㎡以下は、主要構造部(柱・はり・床・壁など)を鉄骨などの不燃材料で造るか、木造であっても所定の防火被覆をした準耐火建築物とします)

準防火地域内では防火地域ほど徹底した防火上の規制はありませんが、規模別の規制が行われています。

準防火地域は、用途地域の商業地域が指定されている地区において、約17haに渡って指定されています。

一方、本市における防火地域の指定はありません。

準防火地域	計画決定年月日	告示番号
17.0	S63.8.1	市告27号

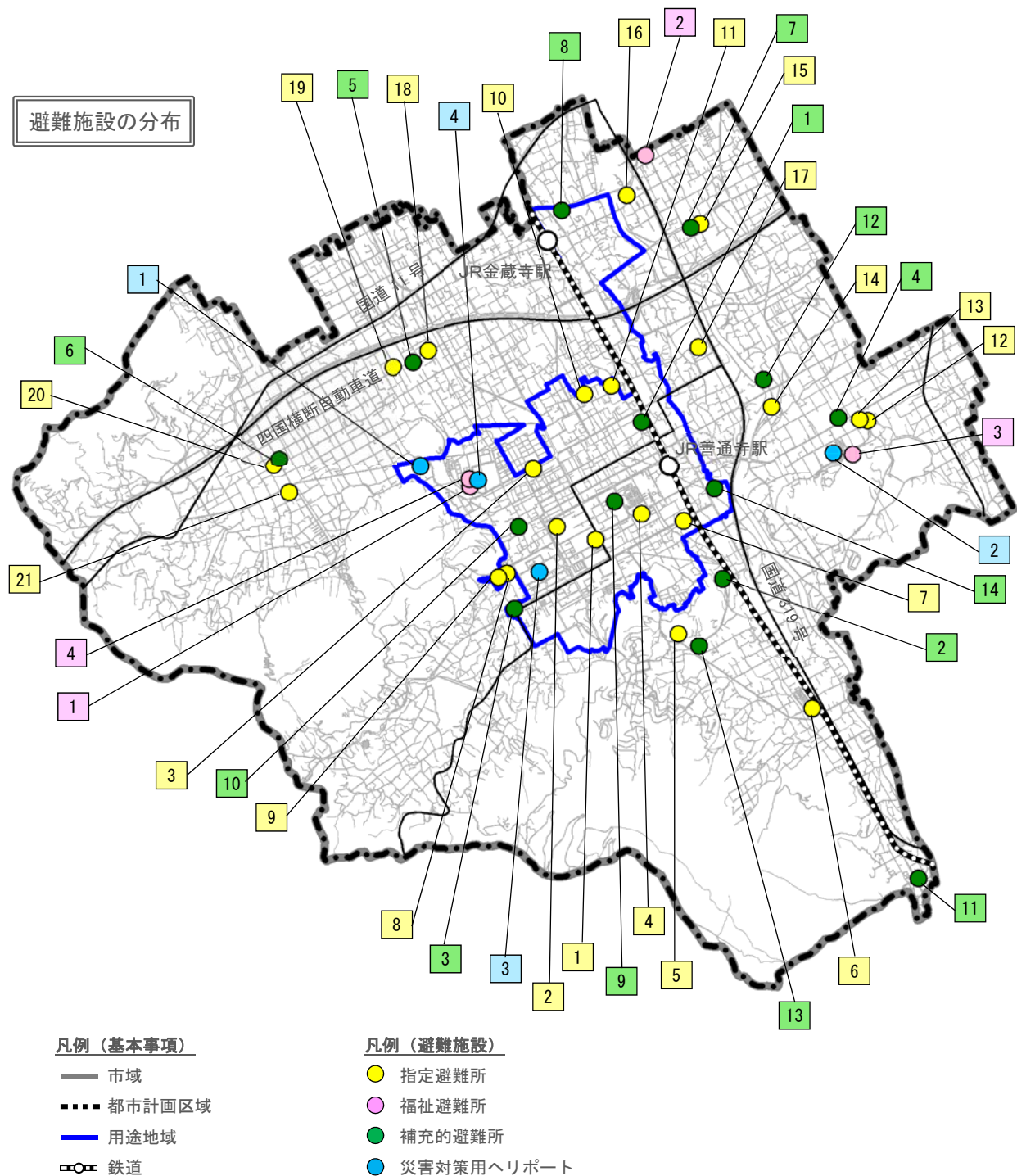


資料：普通寺市 市作成データ

(2) 避難施設

指定避難所は 21 か所あります。福祉避難所（指定避難所では生活に支障が出る要援護者がいた場合に、市からの要請で開設）は 4 か所あります。また補充的避難所（指定避難所が予定収容者数を超えた場合や機能しない場合に、市からの要請で開設）が 8 か所あります。

災害対策用ヘリポートは 4 か所あります。



※令和3年11月時点

資料：善通寺市HP 指定避難所等一覧、善通寺市 総合ハザードマップ（令和3年版）

◇市の指定を受けている避難所・緊急避難場所

番号	名称	収容人数	洪水	土砂	地震
1	西中学校★	262人	○	○	○
2	中央小学校★	180人	○	○	○
3	中央公民館	34人	○	○	○
4	東中学校★	210人	▲	○	○
5	南部小学校★	137人	○	×	○
6	南部公民館	35人	○	○	○
7	生野分館	13人	▲	○	○
8	西部小学校★	137人	○	×	○
9	西部公民館	35人	○	○	○
10	東部小学校★	200人	▲	○	○
11	東部公民館	33人	○	○	○
12	与北小学技★	137人	○	○	○
13	与北公民館	34人	○	○	○
14	善通寺隣保館	58人	○	○	○
15	竜川小学校★	135人	○	○	○
16	消防団第6分団屯所	19人	○	○	○
17	市民体育館★	673人	▲	○	○
18	筆岡小学校★	137人	○	○	○
19	筆岡公民館	33人	○	○	○
20	吉原小学校★	137人	○	○	○
21	吉原公民館	32人	○	○	○

凡例

- 開設可能
- ▲ 条件付きで開設可能（2階を使用等）
- ×
- × 開設不可
- ★ 緊急避難場所を兼ねる施設

◇福祉避難所

番号	名称	収容人数
1	特別養護老人ホーム仙遊荘	10人
2	特別養護老人ホーム明日香	10人
3	特別養護老人ホーム白百合荘	10人
4	特別養護老人ホームまほろば	5人

◇補充的避難所

番号	名称	収容人数
1	香川県農協善通寺支店大ホール	124人
2	麻野出張所 2階会議室	30人
3	上郷出張所 2階会議室	18人
4	与北出張所 2階会議室	26人
5	筆岡出張所 2階会議室	26人
6	吉原出張所 2階会議室	18人
7	龍川出張所 2階会議室	25人
8	宗教法人徳善寺大和講総本部 流祖殿	60人
9	学校法人四国学院 第3共生館第5体育室（1階） 第6体育室（3階） ミーティングルーム（2階）	289人
10	総本山善通寺 いろは会館 3階大広間	50人
11	高橋会館	17人
12	東原教育集会所	21人
13	南部幼稚園	31人
14	尽誠学園	842人

◇災害対策用ヘリポート

番号	名称	管理者
1	市営球場	（公財）ハートスクエア善通寺
2	鉢伏ふれあい公園グラウンド	（公財）ハートスクエア善通寺
3	陸上自衛隊善通寺駐屯地第1キャンプ	陸上自衛隊善通寺駐屯地
4	四国子どもとおとなの医療センター場外離着陸場	四国子どもとおとなの医療センター

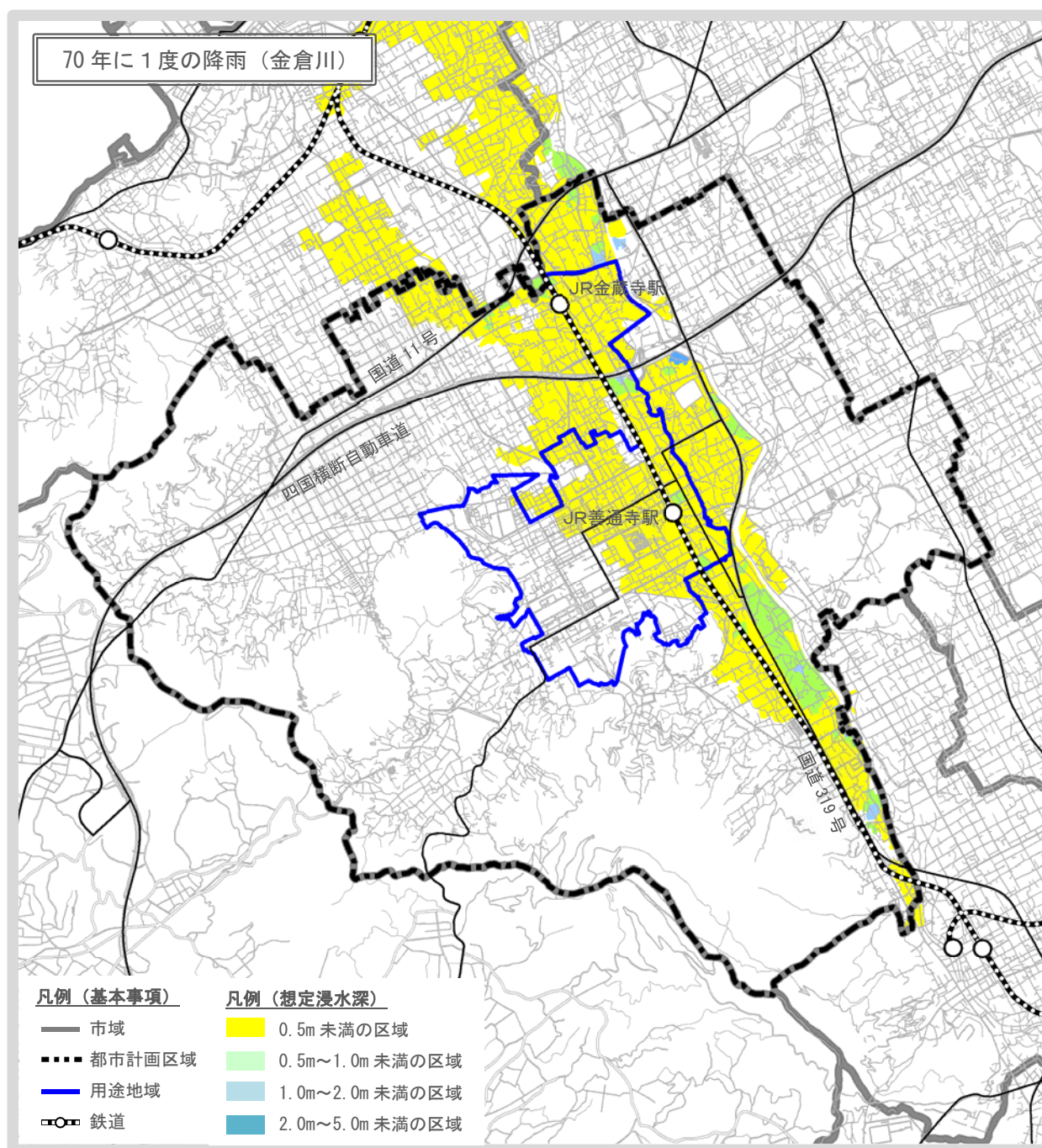
※令和3年11月時点 資料：【避難所】善通寺市HP「指定避難所等一覧」、善通寺市 総合ハザードマップ（令和3年版）
【ヘリポート】善通寺市 令和2年水防計画
（避難所の収容人数は水防計画を使用）

(3) 想定される災害

■河川洪水（金倉川）

70年に1度の降雨が発生した場合、JR土讃線沿いに、金倉川の浸水が想定されています。

用途地域内の半分以上が0.5m未満の浸水想定区域に含まれています。JR土讃線の東側で、一部0.5m以上の浸水が想定されるところもあります。

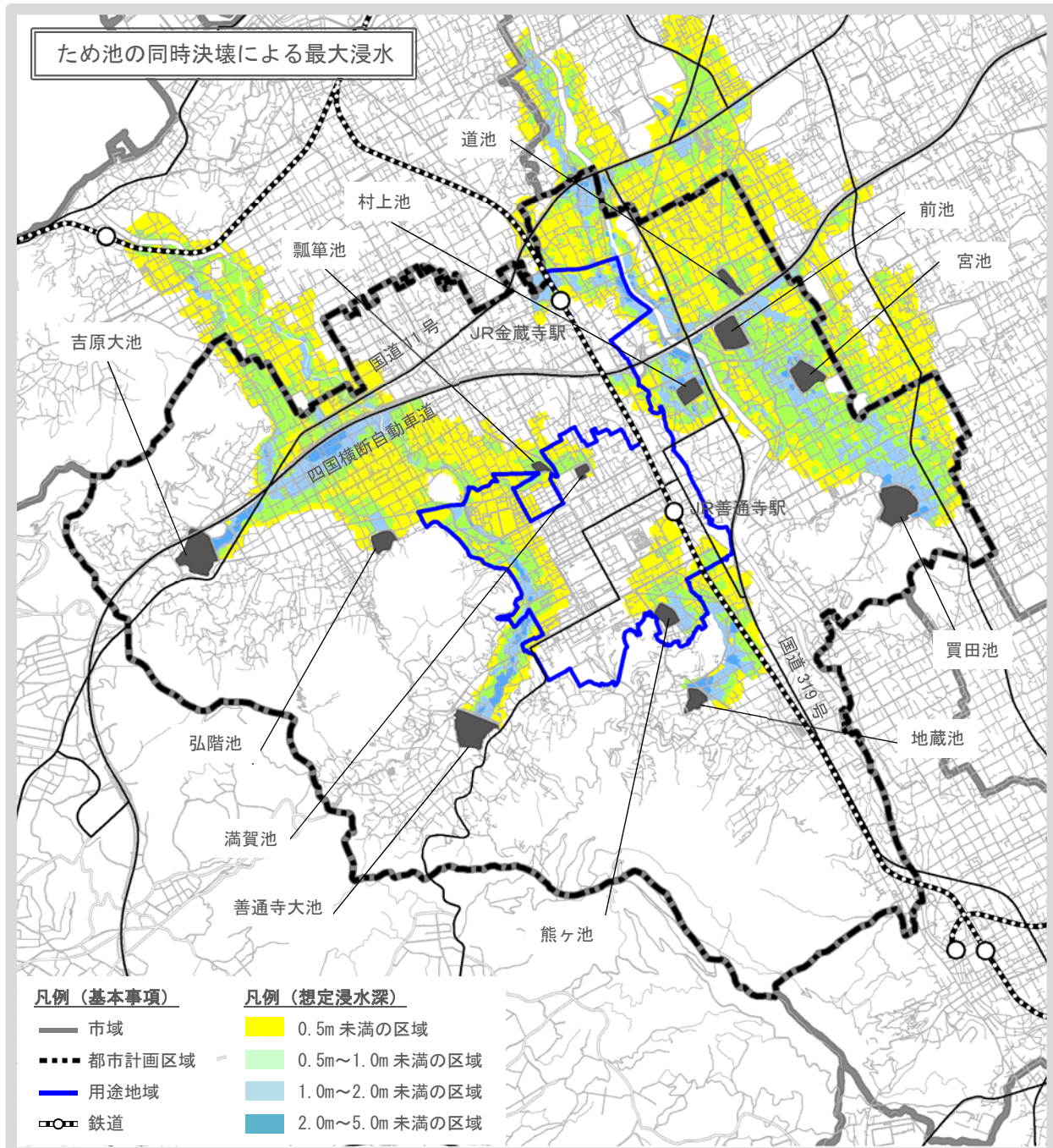


資料：善通寺市 総合ハザードマップ（平成29年版）

■ため池の決壊

ため池の同時決壊が発生した場合、市域の広い範囲で浸水が想定され、1.0m以上の浸水があるところも多くなっています。

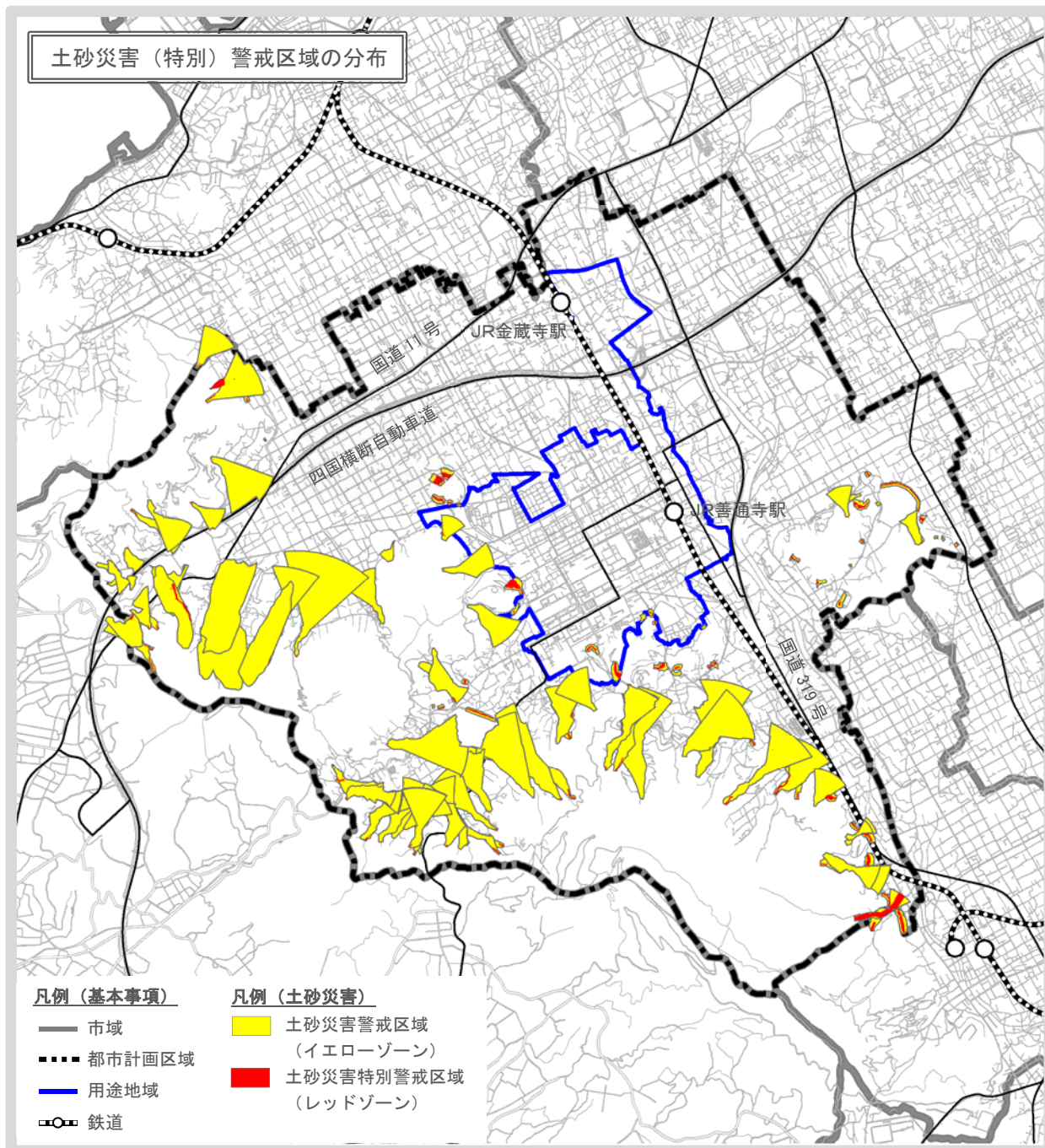
用途地域内においても 1.0m 以上の浸水が想定されるところがあります。一方で、JR 善通寺駅から総本山善通寺までの市中心部では、浸水の想定はありません。



資料：善通寺市 総合ハザードマップ（平成29年版）

■土砂災害（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）

市域南西部の山裾にかけて、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が広く指定されています。そのほか、用途地域内や市域東部にもわずかながら指定されているところがあります。



資料：香川県 平成 29 年都市計画基礎調査

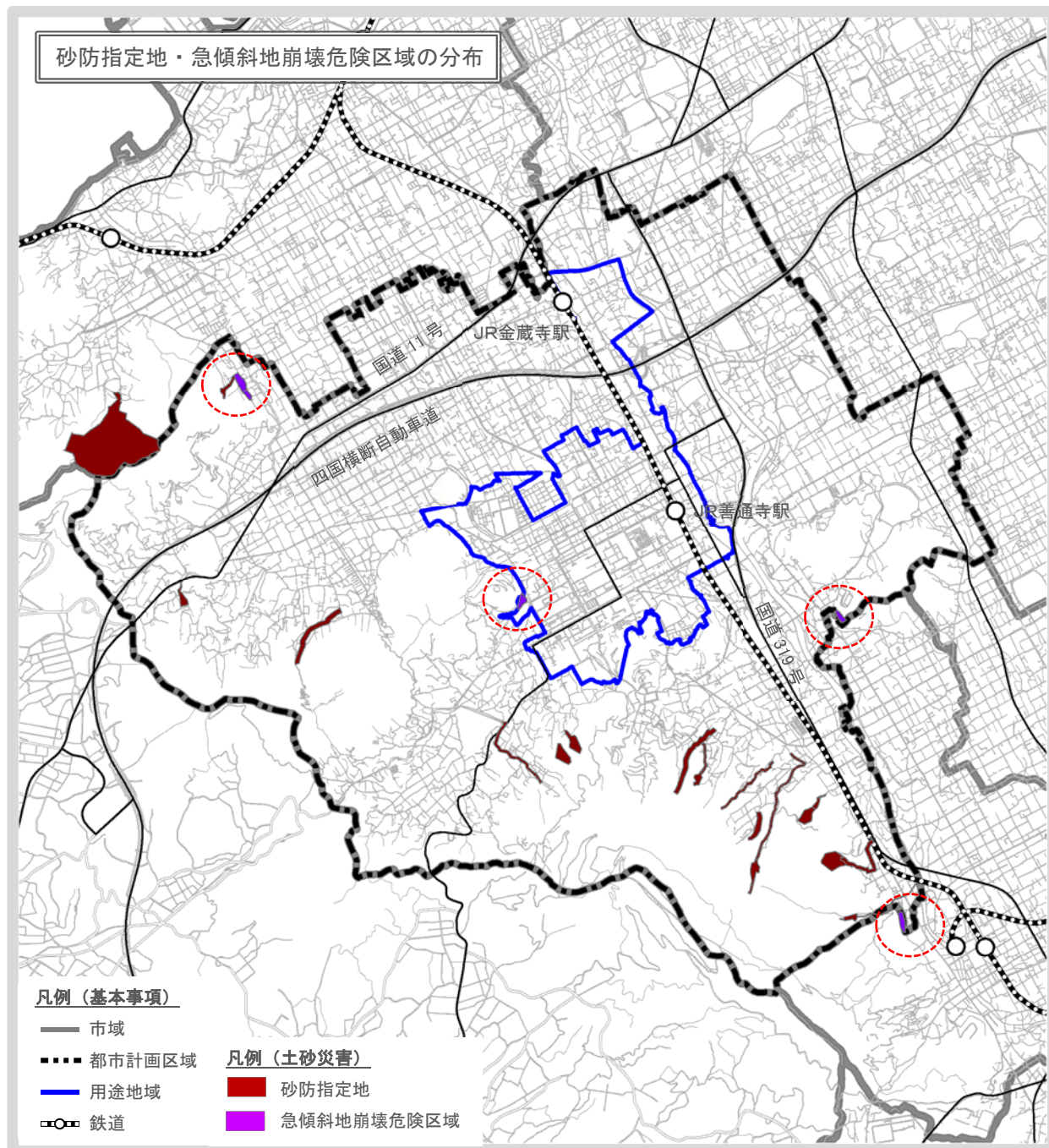
■土砂災害（砂防三法）

砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域が、わずかに指定されています。地すべり等防止に基づく地すべり防止区域はありません。

急傾斜地崩壊危険区域は、すべて対策済みです。砂防指定地の一部では、砂防堰堤等が整備されています。



住宅地を守る砂防堰堤

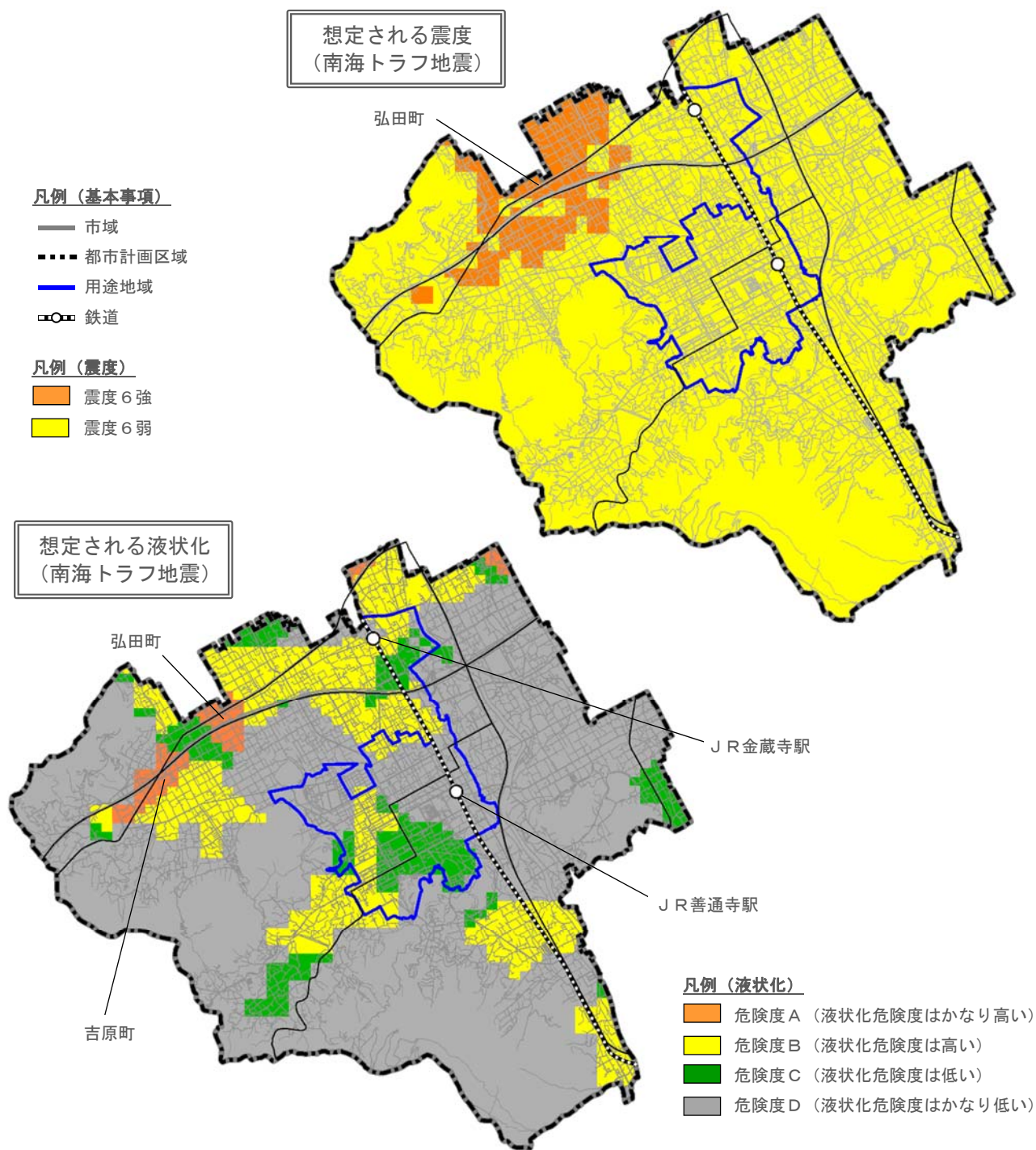


資料：香川県 提供資料

■地震・液状化

最大クラスの地震（南海トラフ地震）が発生した場合、市全域で震度 6 弱以上に至ると想定されています。弘田町周辺では、震度 6 強になることが想定されています。

地震発生による液状化は、JR 金蔵寺駅周辺や用途地域南西部、市域北部などで危険度が上がっているほか、吉原町や弘田町などで危険度がかなり高くなっています。



資料：善通寺市 総合ハザードマップ（平成 29 年版）

3-8. まちづくり・官民共創の取組みの現況・問題

(1) 地区計画等

■ 県内の活用状況

香川県内では、高松市、丸亀市、坂出市において地区計画が活用されており、道路、公園、緑地などが地区施設として定められています。一方、本市での活用はまだない状況です。

都市名	名称	面積 (ha)	地区整備 計画の 面積 (ha)	決定の概要	
				地区施設	建設物等に関する事項
高松市	高松港頭地区	27.8	27.8	主として歩行の用に供する青空、非青空の空地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	太田第2シンボル地区	10.3	10.3	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	ラ・プエルタ多肥地区	1.1	1.1	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造
	朝日新町地区	21	21	緑地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	コーモド春日地区	0.5	0.5	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造
	ラ・プエルタ多肥第2地区	0.8	0.8		
	ラ・プエルタ元山地区	0.4	0.4		
	ラ・プエルタ多肥第3地区	0.4	0.4		
	ラ・プエルタ多肥第4地区	1.1	1.1		
	牟礼久通地区	6.7	6.7	-	用途、敷地面積、緑化の推進
	4町パティオ地区	0.4	0.4	広場	用途、壁面・屋外広告物の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	高松丸亀町商店街地区	2.9	1.6	-	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造
	朝日町一丁目地区	6.2	6.2	緑地、歩道状空地	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	栗林公園北部地区	6.5	6.5	道路、公園	用途、高さ、形態・意匠
	林町地区	1.6	1.6	道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造
	林町第2地区	1.1	1.1	道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造
郷東町香川県臨海企業団地地区	22	22	-	用途、敷地面積、形態・意匠、かき・さくの構造	
丸亀市	丸亀駅前南地区	0.9	0.9	道路	用途、形態・意匠
坂出市	松ヶ浦地区	14.3	14.3	-	用途、建ぺい率、敷地面積
	坂出駅南口地区	3.6	3.6	道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造
	坂出駅前北口地区	0.5	0.5	-	形態・意匠
合計	21地区	130.1	128.8		

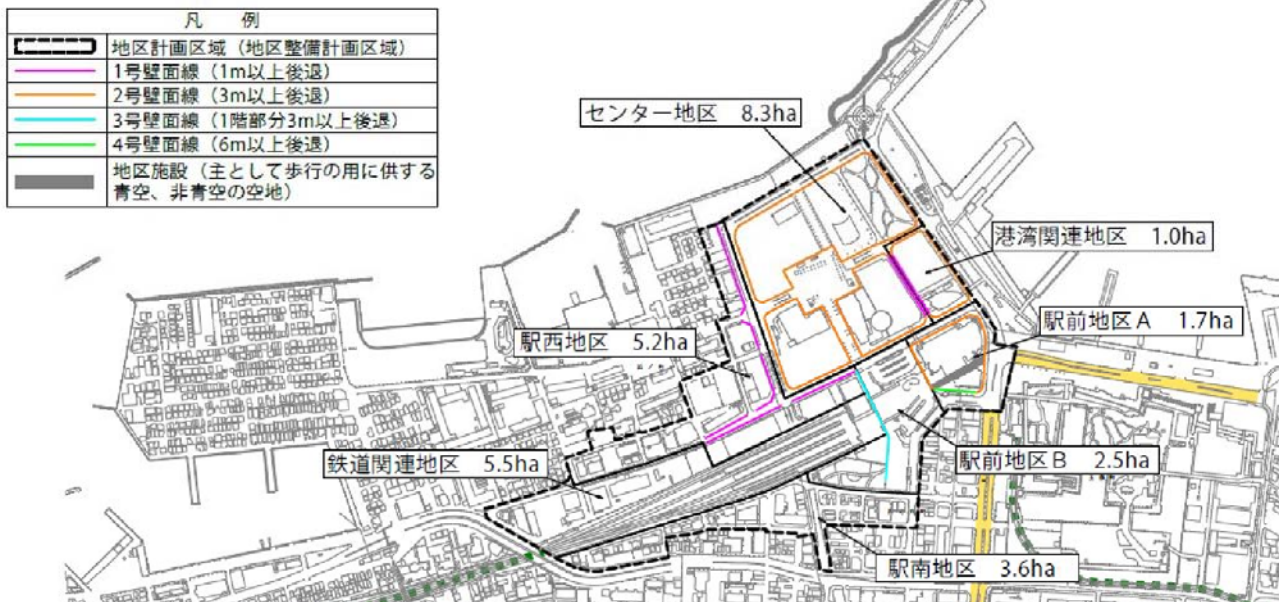
※平成27年3月時点

資料：香川県 平成27年香川県の都市計画

■活用事例（高松市 高松港頭地区）

高松港頭地区地区計画は、高松市サンポート、浜ノ町、寿町一丁目、錦町一丁目、錦町二丁目及び西の丸町の一部において、約 27.8ha で指定されています。

地区計画を定めることにより、安全で快適な歩行者空間の創造や、良好な都市景観を形成していくとともに、当該地区に求められる、商業、業務、住宅をはじめとする多様な都市機能や鉄道、港湾などの交通機能を適正に配置し、新しい都市拠点にふさわしい都市環境を形成、保持することを目標としています。



地区施設の配置及び規模		幅員		延長		高さ		備考	
主として歩行の用に供する青空、非青空の空地		10m以上		約100m		高さ約12m以上		計画図表示のとおり	
地区区分	名称	センター地区	駅前地区A	駅前地区B	港湾関連地区	鉄道関連地区	駅西地区	駅南地区	
面積		約8.3ha	約1.7ha	約2.5ha	約1.0ha	約5.5ha	約5.2ha	約3.6ha	
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの 2. 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。） 3. 倉庫業を営む倉庫 4. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの				1. 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの 2. 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。） 3. 倉庫業を営む倉庫 4. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号の規定に該当する営業に係わるものを除く。） 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの		1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの		
建築物等の敷地面積の最低限度	7,000㎡ ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。 1. 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合 2. 公益上その他特別の理由により市長がやむを得ないと認めた場合	2,600㎡ ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。 1. 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合 2. 公益上その他特別の理由により市長がやむを得ないと認めた場合				100㎡ ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。 1. 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合 2. 土地区画整理事業の保留地又は換地等された土地で所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合			
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線若しくは多目的広場及び駅前広場境界線までの距離は、次に掲げる値以上としなくてはならない。（計画図表示のとおり） ただし、公共公益上やむを得ない建築物、公開されたベランダデッキの付帯施設、地盤面下の建築物及び建築物の管理上最小限必要な付帯施設についてはこの限りでない。		1号壁面線においては、道路境界線から1m 2号壁面線においては、道路境界線または多目的広場境界線から3m		2号壁面線においては、道路境界線から3m 3号壁面線においては、建築物の1階の外壁は駅前広場境界線から3m（ただし、柱はこの限りでない）		3号壁面線においては、道路境界線から1m 3号壁面線においては、建築物の1階の外壁は駅前広場境界線から3m（ただし、柱はこの限りでない）		1号壁面線においては、道路境界線から1m 3号壁面線においては、建築物の1階の外壁は駅前広場境界線から3m（ただし、柱はこの限りでない）
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁や屋根の色彩は、周囲の環境に調和したものである。 2. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。 3. 高架水塔等の屋上設置物及び工作物は地上や周囲からの景観に配慮したものである。								
かき又はさく構造の制限	かき又はさくを設けてはならない。 ただし、やむを得ずかき又はさくを設ける場合には、その構造を高さ1.2m以下の生垣などとしなければならない。なお、壁面の位置の制限を越えてかき又はさくを設けてはならない。								

「地区計画区域、地区整備計画区域、地区施設の配置及び規模、並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

新県立体育館整備基本計画に基づき、サンポート地区北側街区（A1、A2、B1街区）が、一団の敷地となるよう街区を再編することから、本地区計画の土地利用の方針などの変更を行うものである。

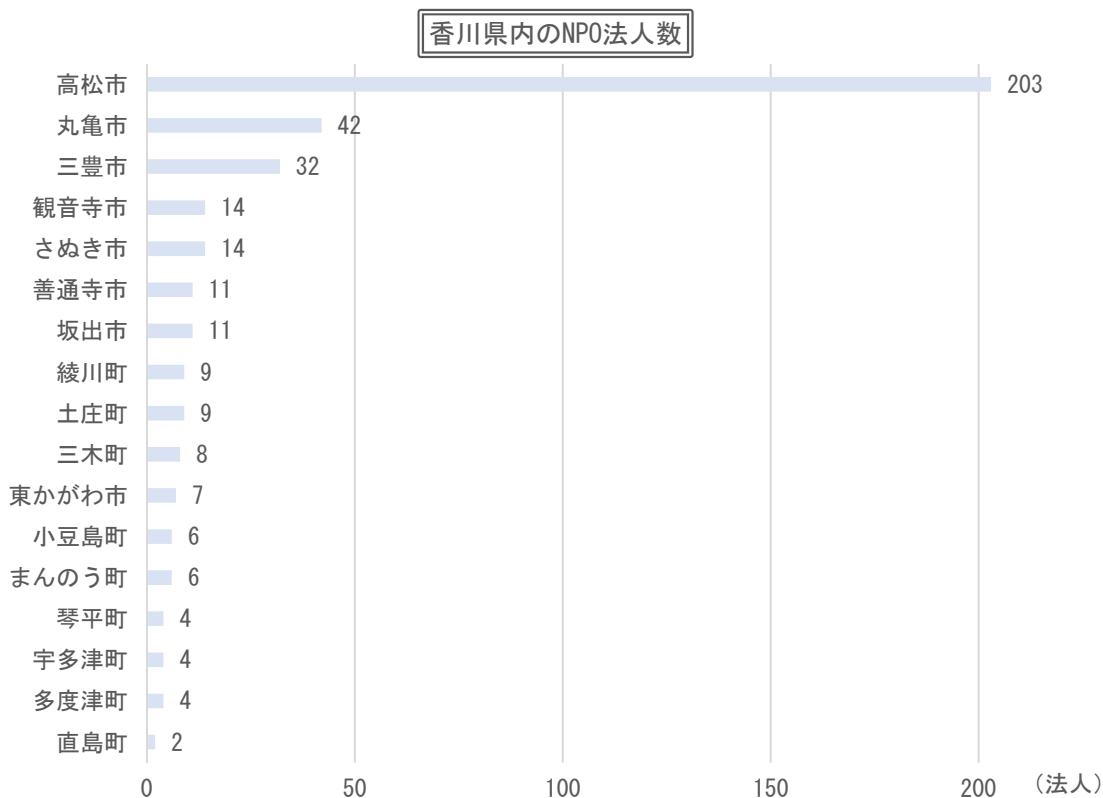
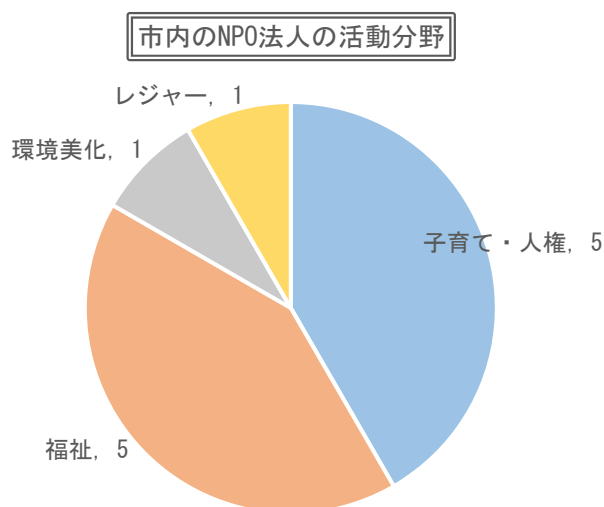
資料：高松市HP「高松港頭地区地区計画」

(2) 住民組織

香川県内の NPO 法人数は高松市が最も多く、県全体の 386 法人に対して、52.6%に当たる 203 法人あります。次に、丸亀市の 42 法人、三豊市の 32 法人となっており、これらの 3 市で、全体の 7 割以上を占めます。

本市には、11 法人（12 分野）の NPO 法人があります。「子育て・人権」、「福祉」に関する法人が多く、「環境美化」、「レジャー」の活動をしている法人も 1 法人ずつあります。

一方で、まちづくりを主体に活動している NPO 法人はありません。



※令和2年5月時点

資料：香川県 特定非営利活動法人認証設立状況

まんでがんについて

株式会社まんでがんは、善通寺市の中心市街地活性化のために必要な事業運営を行うことを目的として、平成 11 年 9 月 8 日に設立されました。

平成 12 年 5 月には「TMO」（中心市街地活性化法で定められる中心市街地の活性化に主体的に取り組む機関）として市の認定を受け、さまざまなまちづくり事業に取り組んでいます。



まんでがんの活動（mini マルシェ）

【事業内容】

- ▶ 中心市街地活性化法による中小小売商業高度化事業に関する計画立案並びに計画
- ▶ ソフトウェア業 ▶ うどん、そば、饅頭、漬物など観光土産物の製造、販売
- ▶ 食料品の販売 ▶ 飲食店の経営 ▶ 酒類の販売 ▶ インテリア用品の販売
- ▶ 一般日用品の販売 ▶ 骨董品小売業 ▶ CD-ROM を用いた電子出版物の販売
- ▶ 損害保険代理店及び生命保険募集に関する業務
- ▶ 不動産の売買賃貸管理及びその仲介 ▶ 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- ▶ 各種イベントの企画制作 ▶ 前各号に付帯する一切の業務

時期	取組み内容
平成 9 年 11 月	「中心市街地活性化法案」についての研究会を発足
平成 10 年 8 月	商工会議所・商店連合会による TMO 勉強会開催（13 回）
平成 11 年 4 月	TMO 発足準備会設置
平成 11 年 9 月 8 日	株式会社まんでがん設立
平成 12 年 5 月 8 日	善通寺市より TMO の認定を受ける
平成 14 年 10 月	みんなのたまり場づくり事業建築工事着工
平成 15 年 3 月	みんなのたまり場づくり事業建築工事竣工
平成 15 年 5 月	みんなのたまり場の名称を「おしゃべり広場」に決定
平成 24 年 7 月	「おしゃべり広場」にて仁尾町お魚市の開始
平成 27 年 6 月	自社サイトにてネット通販を開始
令和 2 年 1 月	楽天市場でのネット通販開始
令和 2 年 3 月	Amazon でのネット通販開始
令和 2 年 4 月	自社サイトリニューアル

資料：株式会社まんでがんHP「まんでがんについて」